

※この資料は、候補地の特定につながる内容等を除き、ホームページ掲載用にまとめたものです。

姫路市新美化センター 建設候補地選定結果報告書 (案)

令和5年●月

姫路市新美化センター建設候補地選定委員会

目次

| | |
|-----------------------------------|-----------|
| 第1章 概況 | 1 |
| 第1節 はじめに | 1 |
| 第2節 ごみ処理施設の現況 | 2 |
| 1. ごみ処理施設概要 | 2 |
| 2. 処理量実績 | 3 |
| 第3節 新美化センター施設概要 | 5 |
| 1. 処理対象物 | 5 |
| 2. 計画処理量 | 5 |
| 3. 施設規模 | 5 |
| 第2章 建設候補地に関する情報提供の募集 | 7 |
| 第1節 情報提供の募集要項 | 7 |
| 1. 新美化センターの概要 | 7 |
| 2. 情報提供者の要件 | 7 |
| 3. 情報提供を求める建設候補地の条件 | 7 |
| 4. 情報提供の方法 | 7 |
| 5. 応募期間 | 7 |
| 第2節 新美化センター建設候補地情報募集リーフレット | 8 |
| 第3章 建設候補地の選定 | 10 |
| 第1節 建設候補地選定フロー | 10 |
| 第2節 一次選定 | 11 |
| 1. ネガティブマップの作成 | 11 |
| 2. 候補地の抽出 | 22 |
| 第3節 二次選定 | 24 |
| 1. 評価項目及び評価基準 | 24 |
| 2. 二次選定結果の算出方法 | 32 |
| 第4節 三次選定 | 33 |
| 1. 評価項目及び評価基準 | 33 |
| 2. 三次選定結果の算出方法 | 40 |
| 第5節 選定委員会での主な意見及び考え方の整理 | 41 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 一次選定 | 41 |
| 2. 二次選定 | 41 |
| 3. 三次選定 | 42 |
| 第6節 新美化センター建設候補地選定結果 | 43 |
| 1. 一次選定 | 43 |
| 2. 二次選定 | 45 |
| 3. 三次選定 | 46 |
| 第4章 おわりに | 47 |
| 第5章 資料編 | 48 |
| 第1節 新美化センター建設候補地選定委員会 | 48 |
| 1. 選定委員会設置要綱 | 48 |
| 2. 選定委員会委員 | 50 |
| 3. 選定委員会の開催状況 | 51 |
| 4. 選定委員会の議事録 | 52 |

第1章 概況

第1節 はじめに

現在、姫路市内で発生する可燃系一般廃棄物は、エコパークあぼし（姫路市網干区網干浜）及び市川美化センター（姫路市東郷町）の2施設で処理を行っています。

市川美化センターは、平成4年の運転開始から、すでに30年が経過しており、老朽化が進んでいます。平成30年度から4年間で長寿命化工事を行ったことによって、今後、概ね10年間の稼働が可能と考えています。

しかしながら、施設の老朽化や大規模改修等を繰り返すことで生ずるコスト増への対応、そして高い環境保全性と安全性を備えることによる循環型社会の形成などにも対応するため、新たな施設の建設が必要となっており、令和14年度の稼働を目標とし、整備に向けて検討を行っています。

本市では令和3年度に廃棄物コンサルの支援を受け、新美化センター建設候補地選定基礎調査を実施しました。

令和4年度には、新美化センターの整備に係る基本方針、処理システム、建設候補地の選定方法、施設規模及び整備スケジュールなど、新たな施設の基本的な整備方針を策定することを目的として、姫路市新美化センター整備基本構想（以下「基本構想」という。）を策定しました。基本構想の策定にあたっては、令和4年5月に姫路市環境審議会へ諮問し、令和4年11月に答申を受けました。

また、令和4年7月から10月までの間、地区連合自治会または土地所有者（個人・法人を含む）を対象とし、新美化センター建設候補地（用地）に関する情報提供の募集を実施し、その結果、6件の情報提供がありました。

建設候補地の選定は、審議会委員の心理的な負担への配慮、候補地名を公開することによる地元の影響などを加味し、庁内の委員で評価作業を行うこととし、令和5年1月に、副市長以下関係する理事級職員を委員とする「姫路市新美化センター建設候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、実施しました。選定にあたっては、姫路市環境審議会の答申を基に基本構想に示す選定方法・選定基準等を用いて実施し、選定の課程を適宜ホームページ等で可能な範囲で公開するなど、透明性の確保に努めました。

ここに、約11か月間、計10回にわたる選定委員会での検討結果を取りまとめましたので、「姫路市新美化センター建設候補地選定結果報告書」として報告します。

第2節 ごみ処理施設の現況

1. ごみ処理施設概要

(1) 姫路市

本市は、平成18年3月に飾磨郡家島町・夢前町、神崎郡香寺町、宍粟郡安富町との合併を行っており、合併前の旧姫路市域と家島町域のごみは本市が主体となり処理を行っています。夢前町域、香寺町域及び安富町域のごみは本市及び神崎郡福崎町を構成市町とするくれさか環境事務組合が主体となり処理を行っています。

本市のごみ処理施設の概要を表1-1に示します。

表1-1 ごみ処理施設概要（姫路市）（1/2）

| 名称 | 市川美化センター | エコパークあぼし | |
|-------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| | ごみ焼却施設 | ごみ焼却施設 | 再資源化施設 |
| 所在地 | 姫路市東郷町1451番地3 | 姫路市網干区網干浜4番地1 | |
| 建設年月日 | 昭和63年11月～平成4年3月 | 平成18年12月～平成22年3月 | |
| 処理方式 | 全連続燃焼式焼却炉 (ストーカ式) | 直接溶融・資源化システム (シャフト炉式ガス化溶融炉) | 破碎、選別、圧縮、梱包 |
| 処理能力 | 330 t / 24 h (165 t / 24 h × 2基) | 402 t / 24 h (134 t / 24 h × 3基) | 100 t / 日 |
| 処理対象物 | 可燃ごみ | 可燃ごみ | 粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトル、紙パック、空きびん |
| 保管対象物 | — | — | 剪定木くず、乾電池、蛍光管 |

表 1-1 ごみ処理施設概要（姫路市）（2/2）

| 名称 | 家島美化センター | | |
|-------|--|------------------------------------|------------------|
| | ごみ処理施設 | 家島リサイクルセンター | 家島ストックヤード |
| 所在地 | 姫路市家島町宮2144番地18 | 姫路市家島町宮2144番地17 | 姫路市家島町宮1968番地 |
| 建設年月日 | 平成元年6月～平成3年11月 | 平成11年2月～平成11年8月 | 平成12年7月～平成12年12月 |
| 処理方式 | — | 破碎、圧縮、梱包 | 圧縮、梱包 |
| 処理能力 | — | ペットボトル：0.4 t / 時間 破碎：2.7 t / 時間 | — |
| 処理対象物 | 可燃ごみ | ペットボトル、粗大ごみ | — |
| 保管対象物 | — | — | — |
| その他 | 平成24年10月より焼却を停止している。 貨物船「第六いえしま」で海上輸送し、エコパークあぼしで焼却処理している。 | — | — |

(2) くれさか環境事務組合

くれさか環境事務組合のごみ処理施設の概要を表 1-2 に示します。

表1-2 ごみ処理施設概要 (くれさか環境事務組合)

| 名称 | くれさかクリーンセンター | |
|-------|---------------------------------|-----------|
| | 中継積替施設 | 粗大ごみ処理施設 |
| 所在地 | 姫路市夢前町宮置803番地 | |
| 建設年月日 | 平成5年6月～平成8年3月 | |
| 処理方式 | ごみ貯留排出方式 | 破碎、選別 |
| 処理能力 | 57.7 t /日 | 17 t /日 |
| 処理対象物 | 可燃ごみ | 粗大ごみ、不燃ごみ |
| その他 | 令和4年3月末をもって焼却施設を停止し、中継積替施設へと変更。 | — |

2. 処理量実績

(1) 全体処理量

本市の過去 10 年間 (平成 24～令和 3 年度) における、ごみ処理量実績を表 1-3 及び図 1-1 に示します。

表1-3 ごみ処理量の実績

| 項目\年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ごみ排出量 | 187,496 | 187,848 | 183,818 | 182,752 | 180,436 | 180,766 | 180,980 | 183,222 | 176,447 | 173,310 |
| ごみ総発生量 | 207,673 | 205,144 | 205,452 | 197,570 | 196,043 | 200,770 | 194,872 | 194,516 | 186,241 | 182,742 |
| 焼却等処理量 | 168,261 | 169,797 | 173,612 | 168,582 | 165,671 | 166,762 | 165,889 | 169,855 | 166,230 | 168,900 |
| 資源化量 | 32,402 | 30,711 | 31,723 | 29,735 | 28,967 | 28,213 | 27,616 | 27,481 | 28,269 | 27,552 |
| 資源化率* | 17.3% | 16.3% | 17.3% | 16.3% | 16.1% | 15.6% | 15.3% | 15.0% | 16.0% | 15.9% |
| 最終処分量 | 19,451 | 17,652 | 19,870 | 15,622 | 14,774 | 14,353 | 14,353 | 15,573 | 14,436 | 14,877 |

※ 資源化率＝資源化量÷ごみ排出量×100

※ 最終処分量に覆土は含まない。

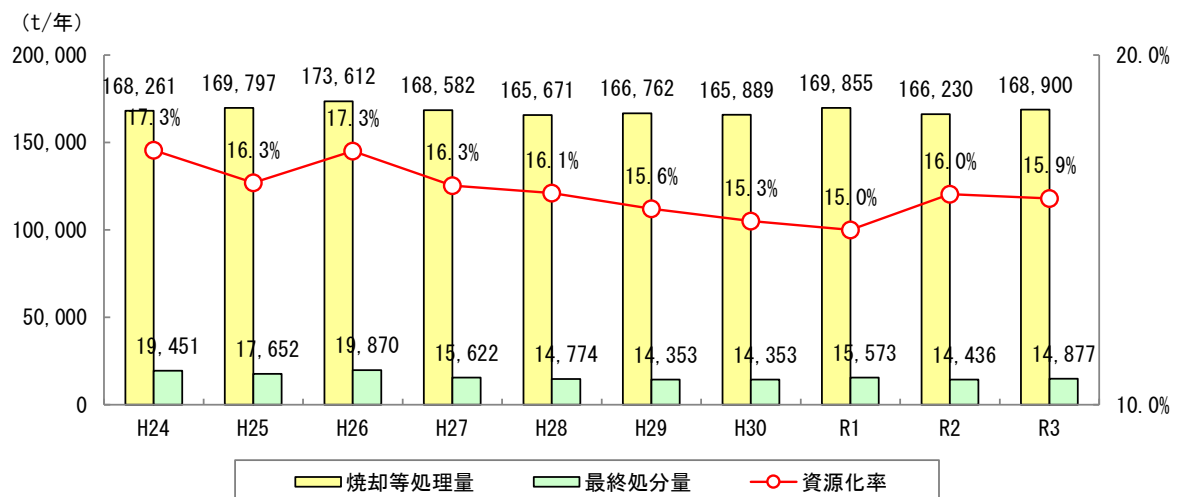


図1-1 ごみ処理量の推移

(2) 焼却等処理量

本市の過去5年間（平成29～令和3年度）における、焼却等処理量実績を表1-4に示します。

平成30年度から令和3年度まで市川美化センターの長寿命化工事に伴う長期間の焼却施設停止期間が生じたため、市川美化センターで焼却できないごみをエコパークあぼしで熔融処理したためエコパークあぼしの処理量が多くなっています。また、令和4年度からはくれさかクリーンセンターの焼却施設を停止したため、その分を市川美化センターで処理しています。

表1-4 焼却等処理量の実績

単位:t/年

| 項目\年度 | | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | |
|------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 焼却等 処理量 | 可燃ごみ | 市川※1 | 60,985 | 59,707 | 55,560 | 50,961 | 55,140 |
| | | エコパ※2 | 84,276 | 84,142 | 92,087 | 91,758 | 93,253 |
| | | くれさか※3 | 8,179 | 8,516 | 9,521 | 10,972 | 8,673 |
| | | にしはりま※4 | 885 | 892 | 924 | | |
| | プラスチック複合製品類 | 熔融 | 2,224 | 2,445 | 2,582 | 2,893 | 2,728 |
| | 破碎・選別残渣 | 熔融 | 7,173 | 7,701 | 7,822 | 8,156 | 8,030 |
| | | 焼却 | 1,375 | 1,051 | 1,228 | 1,490 | 1,067 |
| | 焼却灰 | 熔融 | 1,664 | 1,436 | 131 | 0 | 9 |
| | 合 計 | | 166,762 | 165,889 | 169,855 | 166,230 | 168,900 |
| | 内訳 | 焼却 | 71,425 | 70,166 | 67,233 | 63,423 | 64,880 |
| | | 熔融 | 95,337 | 95,724 | 102,622 | 102,807 | 104,020 |
| 合 計 | | 166,762 | 165,889 | 169,855 | 166,230 | 168,900 | |
| 残渣 | 主灰 | 焼却 | 5,194 | 4,891 | 4,835 | 4,538 | 4,522 |
| | | (内資源化) | (245) | (273) | (285) | (156) | (158) |
| | 飛灰 | 焼却 | 1,784 | 1,690 | 1,703 | 1,611 | 1,537 |
| | | 熔融 | 4,743 | 5,033 | 5,305 | 4,975 | 4,696 |
| | 焼却不燃 | くれさか※3 | 285 | 265 | 300 | 375 | 302 |
| | スラグ | 熔融 | 8,962 | 8,427 | 8,063 | 8,024 | 8,583 |
| | メタル | 熔融 | 1,912 | 1,849 | 1,903 | 2,033 | 1,968 |
| | 焼却鉄 | くれさか※3 | 21 | 19 | 26 | 27 | 21 |
| 合 計 | | 22,901 | 22,173 | 22,135 | 21,584 | 21,629 | |

- ※1 市川美化センター
- ※2 エコパークあぼし
- ※3 くれさかクリーンセンター
- ※4 にしはりまクリーンセンター

第3節 新美化センター施設概要

姫路市新美化センター整備基本構想において、算定した施設規模等は以下のとおりです。実際の整備時期及び整備内容については、今後の社会状況等も踏まえて施設整備基本計画時に検討します。

1. 処理対象物

新美化センターの処理対象物は、現在、市川美化センターで焼却を行っているごみと同様とすることを予定し、可燃ごみ及び粗大ごみ（可燃性）とします。

なお、プラスチック資源循環法により、プラスチック製容器包装以外のプラスチック廃棄物も資源化を促進するとされています。同法律の第6条において市町村は、プラスチック廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化について努力義務が課せられています。現在は、プラスチック製容器包装の分別収集を行っていますが、その他のプラスチック廃棄物は可燃ごみとして収集しているため、プラスチック廃棄物を分別収集とした場合は処理対象物となる可燃ごみ量に変更となることに留意が必要です。

2. 計画処理量

本市では、平成30年3月に「3Rが浸透したライフスタイルを实践する市民と、環境配慮型ビジネススタイルを確立した事業者と循環型社会の実現に向けた基礎づくりに努める行政が、それぞれの役割を果たしつつ、3者が協力し合って、環境に優しく（Ecological）、快適で（Comfortable）、姫路らしい（Original）まちづくりに取り組み、未来に誇れるECOな都市（まち）を目指す。」を基本理念とした「姫路市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。「姫路市一般廃棄物処理基本計画」は、令和4年度に見直しを行い、令和5年度から令和9年度までを計画期間とし、計画期間中の本市におけるごみの収集量や処理量を予測しています。新美化センターにおける計画処理量は「姫路市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、設定するものとします。

3. 施設規模

（1）施設規模算定式

焼却施設の規模は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版（公益社団法人全国都市清掃会議）」で示された算出式を参考に、以下のとおり算出することとします。

施設規模＝計画年間日平均処理量÷実稼働率÷調整稼働率

実稼働率：（365日－年間停止日数）÷365日≒76.7% 年間停止日数：85日

調整稼働率：0.96 故障・一時休止・能力低下による係数

(2) 処理量及び施設規模

本市では「姫路市一般廃棄物処理基本計画」において焼却等処理量の予測を行っており、焼却等処理量は年々減少すると予測しています。新美化センターは令和14年度の稼働開始が想定されることから、施設規模は稼働後、最も処理量が多い令和14年度の焼却処理量を用いることとします。また、令和14年度において、エコパークあぼしが稼働を継続していることから、エコパークあぼしの年間処理量を除して算出した新美化センターの処理量を表1-5に示します。

表1-5 新美化センターの処理量

| 品目 | 年間処理量 (t/年) | 計画年間日平均 処理量 (t/日) | 備考 |
|-----------------|----------------|----------------------|-------------------------|
| 焼却等処理量 | 149,738 | — | |
| 災害廃棄物 | 22,460 | — | 焼却等処理量の15% |
| 合計 | 172,198 | 471.8 | |
| エコパークあぼし 処理量 | 100,102 | — | 平成29年度から令和 3年度の平均処理量 |
| 新美化センター 処理量 | 72,096 | 197.5 | =合計-エコパークあ ぼし処理量 |

注) 災害廃棄物は他都市事例を参考に焼却等処理量の15%と仮定します。

計画年間日平均処理量：197.5 t/日 (災害廃棄物15%含む)

実稼働率：76.7% ((365日-年間停止日数(85日)) ÷ 365日)

調整稼働率：0.96 (故障・一時休止・能力低下による係数)

施設規模 = 計画年間日平均処理量 ÷ 実稼働率 ÷ 調整稼働率

$$= 197.5 \text{ t/日} \div 76.7\% \div 0.96$$

$$= 268.2 \text{ t/日} \Rightarrow 268 \text{ t/日}$$

第2章 建設候補地に関する情報提供の募集

新美化センター建設候補地の選定にあたっては、市民の皆様のご理解とご協力が大変重要であると考え、令和4年度に建設候補地に適していると思われる土地の情報を以下のとおり広く求めました。

第1節 情報提供の募集要項

1. 新美化センターの概要

| | |
|--------|----------------------------------|
| 稼働目標年度 | 令和14年度 |
| ごみ処理能力 | 200～300トン／日程度を想定 |
| 想定する処理 | 可燃ごみ焼却または熔融など 粗大ごみ破碎、資源ごみ選別など |
| 土地取得時期 | 令和7～8年度を想定 |

2. 情報提供者の要件

情報提供地に属する地区連合自治会または土地所有者（個人・法人を含む）

3. 情報提供を求める建設候補地の条件

- ・ 情報提供いただく土地が姫路市内であること。
- ・ 概ね2ヘクタールから3ヘクタール程度の有効敷地面積が確保できること。
- ・ 概ね100m×100mの四角形が敷地内に配置できること。
- ・ 地区連合自治会から情報提供いただく場合は土地所有者の承諾を得ていること。
- ・ 複数の土地所有者から情報提供いただく場合は土地所有者全員の同意を得ていること。

4. 情報提供の方法

郵送、メール、持参

5. 応募期間

令和4年（2022年）7月20日から令和4年（2022年）10月31日まで

第2節 新美化センター建設候補地情報募集リーフレット

第2のエコパークを目指して!!

姫路市新美化センターの建設候補地（用地）

に関する情報を募集します。



姫路市では、市内で年間約15万トン発生する可燃ごみを、市川美化センター（処理能力330t/日）とエコパークあぼし（処理能力402t/日）の2つの美化センターで処理しています。

このうち、市川美化センターは平成4年の運転開始から30年が経過し、老朽化が進んでいます。今後10年程度の稼働を目的とした長寿命化工事を実施しましたが、施設全体の老朽化もあり、将来に向け、安定的かつ確実なごみ処理を行うためには、新たな施設の建設が必要となっています。

現在、新たな施設の建設候補地について選定作業を進めているところですが、ごみの処理は市民生活に欠かせないものであり、建設候補地の選定にあたっては、市民の皆様のご理解とご協力が大変重要であると考え、このたび、建設候補地に適していると思われる土地の情報を広く求めることとしました。

より多くの皆様に関心を持っていただくとともに、積極的にご検討いただき、多数情報をお寄せいただきますようお願い申し上げます。



【新たな価値を創出】

地域とともに発展してきた「エコパークあぼし」をさらに進化させ、SDGsの理念を取り入れ、カーボンニュートラルにつながる最先端の機能を備え、地域の魅力や価値を向上させる、新時代のランドマークとなる第2の「エコパーク」を提案してまいります。

概要

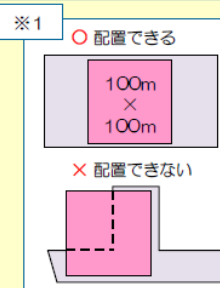
- ・稼働目標年度 令和14年度
- ・ごみ処理能力 200～300トン/日程度を想定
- ・想定する処理 可燃ごみ焼却または熔融など
粗大ごみ破碎、資源ごみ選別など
- ・土地取得時期 令和7～8年度を想定

情報提供者の要件

情報提供地に属する地区連合自治会または土地所有者（個人・法人を含む）
※情報提供地が複数の自治会にまたがる場合や、土地所有者が複数の場合は連名での情報提供としてください。

情報提供を求める建設候補地の条件

- ・情報提供いただく土地が姫路市内であること。
- ・概ね2ヘクタールから3ヘクタール程度の有効敷地面積が確保できること。
※必要な面積は用地の地形や立地条件、周辺状況により増減する場合があります。
- ・概ね100m×100mの四角形が敷地内に配置できること。※1
- ・地区連合自治会から情報提供いただく場合は土地所有者の承諾を得ていること。
※なお、公有地（国・県・市等が所有する土地）の場合は、事前に環境事業推進室（裏面参照）までご連絡ください。
- ・複数の土地所有者から情報提供いただく場合は土地所有者全員の同意を得ていること。



<裏面があります>

情報提供の方法

- 「姫路市新美化センター建設に関する用地情報提供用紙」に記入のうえ、郵送、メール、持参により情報提供してください。様式は姫路市ホームページ (<https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000021076.html>) または右記のQRコードよりダウンロードしてください。
- 応募期間 **令和4年10月31日(月)まで**
※土地所有者と関係のない方や匿名の方からの情報提供は、情報として取り扱いません。



寄せられた情報の活用

情報の内容を精査したうえで、これまでに検討を進めてきた建設候補地に加えて選定作業を行います。

必要に応じて詳細をお伺いさせていただくことがありますので、ご了承ください。

最終候補地の決定

令和5年度中に最終的な建設候補地（1カ所）を決定する予定です。

寄せられた情報の選定結果につきましては、最終的な建設候補地の発表まではお知らせすることはできませんのであらかじめ申し添えます。

その他

- 情報提供いただいた方の氏名、住所、連絡先や情報提供地の住所等は公表いたしません。最終候補地以外は、情報提供の有無のみ公表させていただく予定です。
- 法的規制や土地の形状等で候補地として採用できない土地もありますが、建設候補地として検討いたしますので、遠慮なく情報提供いただきますようお願いいたします。
- 情報提供の検討にあたり、もっとお知りになりたい点、ご不明な点などございましたら、気兼ねなくご相談ください。
- 今回の情報提供でご提供いただいた個人情報は、「姫路市個人情報保護条例」に基づき適正に管理し、新美化センター建設候補地の選定に関する目的以外に使用いたしません。



問い合わせ先

姫路市環境局環境事業推進室

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地（東館3階）

電話 079-221-2574

FAX 079-221-2408

E-mail kankyo-jigyo@city.himeji.lg.jp

担当 安西、河野



<裏面です>

第3章 建設候補地の選定

第1節 建設候補地選定フロー

「行政による候補地の抽出」と「情報提供地」の建設候補地選定フローを以下に示します。

行政による候補地の抽出

一次選定

ネガティブマップによる除外エリアの設定
災害関連法等の指定や自然環境保全関連法令による除外

抽出条件の設定

| | |
|--------|---|
| 形 状 | 極端に細長い土地でないこと（いびつでないこと）。 |
| 面 積 | 必要な面積を一回確保できること。ただし、農地など、一回で面積が大きくなる場合は、できるだけ道路に近い場所で、おおよそ2ha（できるだけ矩形）での抽出とする。 |
| 地 形 | 比較的勾配が緩やかであること。 |
| 土地利用関係 | ・住宅、事業所がないこと。ただし、売地や未利用であることが明確な場合は除く。 ・将来的に公共の土地利用計画が見込まれており、新美化センター建設の実現性がないと判断される土地でないこと。 |
| 位置関係 | ・学校、病院、診療所、図書館、博物館又は、社会福祉施設から計画地の境界線までの距離が200メートル以上離れていること。 ・住宅、店舗から計画地の境界線までの距離が100メートル以上離れていること。 ・収集運搬効率の観点から、本市の人口重心から10km以内であること。 ^{※1} |

行政による
候補地の抽出

情報提供地

情報提供の募集

- ・ 情報提供いただく土地が姫路市内であること。
- ・ 概ね2ヘクタールから3ヘクタール程度の有効敷地面積が確保できること。
- ※必要な面積は用地の地形や立地条件、周辺状況により増減する場合があります。
- ・ 概ね100m×100mの四角形が敷地内に配置できること。
- ・ 連合自治会から情報提供いただく場合は土地所有者の承諾を得ていること。
- ・ 複数の土地所有者から情報提供いただく場合は土地所有者全員の同意を得ていること。

※上記条件については、行政による候補地の抽出条件と同様に一次選定において確認する。位置関係の※1は除く。

一次選定

ネガティブマップに該当するか否か
災害関連法等の指定や自然環境保全関連法令による除外

抽出条件に該当するか否か

| | |
|--------|---|
| 土地利用関係 | ・ 将来的に公共の土地利用計画が見込まれており、新美化センター建設の実現性がないと判断される土地でないこと。 |
| 位置関係 | ・ 学校、病院、診療所、図書館、博物館又は、社会福祉施設から計画地の境界線までの距離が200メートル以上離れていること。 ・ 住宅、店舗から計画地の境界線までの距離が100メートル以上離れていること。 |

二次選定

一次選定で抽出した候補地から絞り込みを行うため、立地条件と防災の視点から候補地の評価を行います。以下の13項目について3段階評価とし、総合点が7割（77点）以上となった候補地を三次選定の対象とします。

| 視点 | 評価項目 | 配点 |
|------|------------------------------|-----|
| 立地条件 | 用途地域 | 10 |
| | 現況における土地地用状況 | 10 |
| | 市の将来的な利用計画や国・県の将来的な利用の見込みの有無 | 10 |
| | ユーティリティ（電気、上水道、下水道、ガス）の接続可能性 | 10 |
| | 搬入道路の整備の必要性 | 10 |
| | 施設建設に関する障害の有無 | 10 |
| | 人口重心からの距離 | 10 |
| 防災 | 活断層の有無 | 10 |
| | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 5 |
| | 洪水浸水想定区域 | 5 |
| | 津波浸水想定区域 | 5 |
| | 高潮浸水想定区域 | 5 |
| | 液状化危険度 | 10 |
| 合 計 | | 110 |

三次選定

二次選定で抽出した候補地の順位付けを行うため、周辺環境への配慮、合意形成、経済性の視点から候補地の評価を行います。以下の11項目について相対評価または3段階評価とし、最も総合点が高い候補地を優先候補地とします。

| 視点 | 評価項目 | 配点 |
|----------|-------------------|----------|
| 周辺環境への配慮 | 住宅との距離 | 10 |
| | 教育・医療・社会福祉施設等との距離 | 10 |
| | 通学路への配慮 | 10 |
| | 繁華街及び住居地域の通過の有無 | 10 |
| | 周辺道路の混雑度 | 10 |
| | 合意形成 | 他市町村との距離 |
| 経済性 | 情報提供地・市有地 | 10 |
| | 土地所有者数 | 10 |
| | 用地取得費 | 10 |
| | 想定される用地整備費 | 10 |
| | 収集運搬に係る総走行距離 | 10 |
| 合 計 | | 110 |

最終候補地の決定

第2節 一次選定

1. ネガティブマップの作成

一次選定は「候補地の抽出範囲の設定」を目的として実施するものです。

候補地に相応しくないと考えられる法的制約条件及び物理的制約条件を設定し、制約条件に該当すると判断された地域を候補地抽出の除外エリアとしました。この除外エリアを示した地図情報をネガティブマップと呼びます。ネガティブマップ作成条件を表3-1に示します。

表3-1 ネガティブマップ作成条件（法的制約条件及び物理的制約条件）

| 項目 | 名称 | 根拠法令等 | |
|------------------|--------------------------|------------------------------|--------|
| 河川保全区域等の指定状況 | 水域、河川区域 | 河川法 海岸法 | |
| | 河川保全区域 | | |
| | 海岸保全区域 | | |
| 災害関連法の指定状況 | 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨） | 水防法 | |
| | 内水氾濫想定区域 | 姫路市内水ハザードマップ | |
| | 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地の崩壊 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律 | |
| | 土砂災害（特別）警戒区域・土石流 | | |
| | 土砂災害（特別）警戒区域・地すべり | | |
| | 土砂災害危険箇所・土石流危険渓流 | - | |
| | 山地災害危険地区・山腹崩壊危険区域 | 山地災害危険地区調査要領（林野庁） | |
| | 山地災害危険地区・崩壊土砂流出危険区域 | | |
| | 高潮浸水想定区域 | 水防法 | |
| | 津波浸水想定区域 | 津波防災地域づくりに関する法律 | |
| | 宅地造成工事規制区域 | 宅地造成等規制法 | |
| | 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 | |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | |
| 砂防指定地 | 砂防法 | | |
| 自然環境保全関連法令等の指定状況 | 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園 | 自然公園法、県立自然公園条例 | |
| | 都市公園 | 都市公園法 | |
| | 鳥獣保護区域、特別保護区域 | 鳥獣保護法 | |
| | 自然環境保全地域 | 自然環境保全法及び都道府県条例 | |
| | 環境緑地保全地域 | 環境の保全と創造に関する条例 | |
| | 種の保存法に基づく生息地等保護区 | 種の保存法 | |
| | 動植物保護地区 | 姫路市自然保護条例 | |
| | 自然緑地保護地区 | | |
| | 国有林 | 森林法 | |
| | 保安林 | | |
| | 農業振興地域・農用地区域 | 農業振興地域の整備に関する法律 | |
| | 生産緑地法に基づく生産緑地地区 | 生産緑地法 | |
| | 姫路市景観計画における重点的に景観形成を図る区域 | 景観法 | |
| | 風致地区 | 都市計画法 | |
| | 巨樹・巨木林 | - | |
| 植生自然度7以上の植生 | - | | |
| 保存樹 | 姫路市自然保護条例 | | |
| 物理的制約条件 | 土地の利用状況 | 周知の埋蔵文化財 | 文化財保護法 |
| | | 世界文化遺産 | |
| | | 国指定の文化財 | |
| | | 県指定の文化財 | |
| | | 市指定の文化財 | |
| | 水道水源の取水地点 | - | |
| 利用計画・開発計画の有無 | 用途地域（住居系、商業系） | 都市計画法 | |

※洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波浸水想定区域は、浸水水位 3.0m以上の区域

※姫路市内に該当なし：種の保存法に基づく生息地等保護区、生産緑地法に基づく生産緑地地区、風致地区

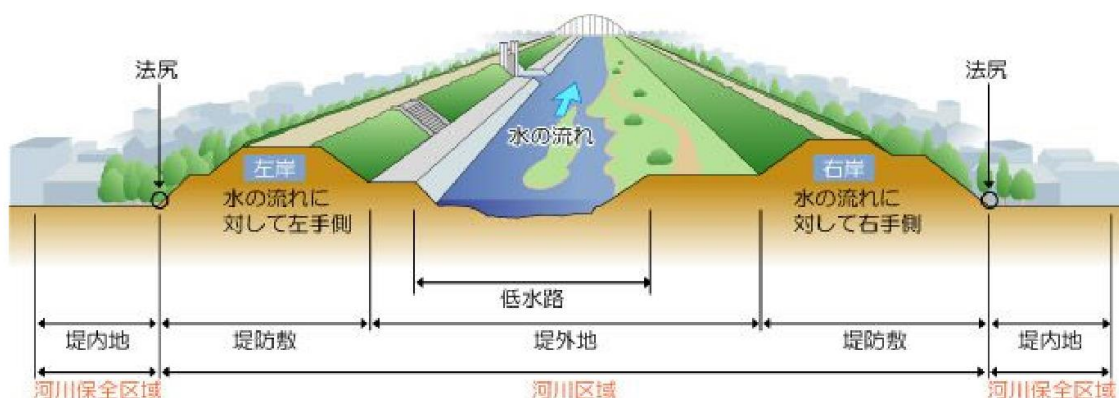
以下に、ネガティブマップの項目とした理由を示します。

(1) 水域、河川区域

水域は、海や川、池など水面上の区域であり、土地利用ができないため除外エリアとします。河川区域は、一級河川・二級河川の堤防右岸の法尻～左岸の法尻までの区域。河川を管理するために必要な区域であることから、除外エリアとします。

(2) 河川保全区域

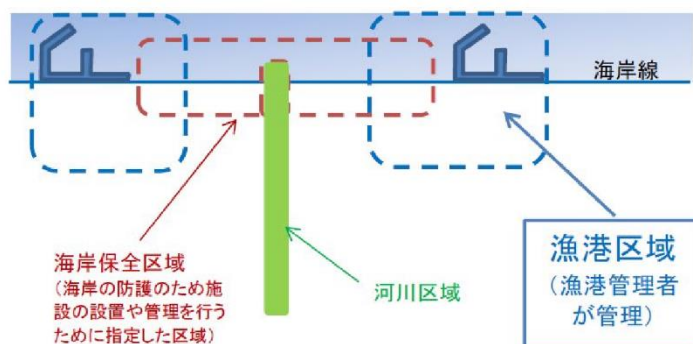
堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止する施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域であるため、除外エリアとします。



出典：国土交通省 国土技術政策総合研究所 河川用語集～川のことば～

(3) 海岸保全区域

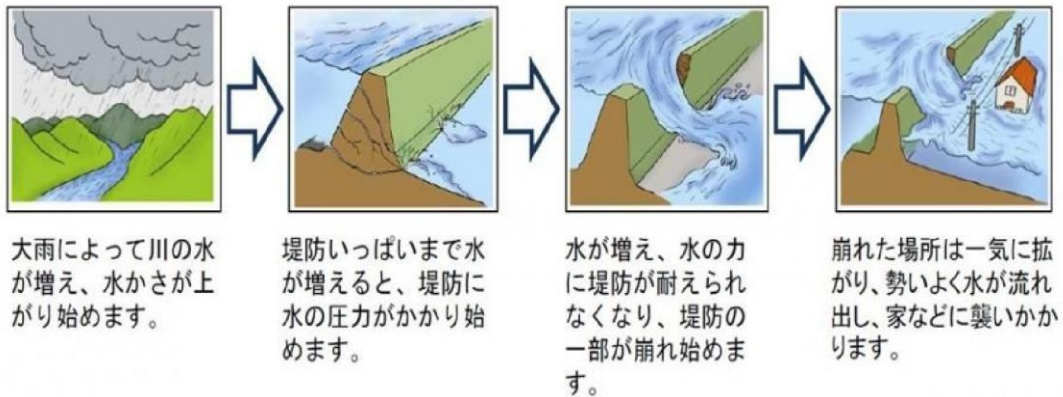
津波、高潮、波浪等の被害から防護するために必要な区域であるため、除外エリアとします。



出典：島根県 漁港海岸について

(4) 洪水浸水想定区域（想定最大規模降雨）

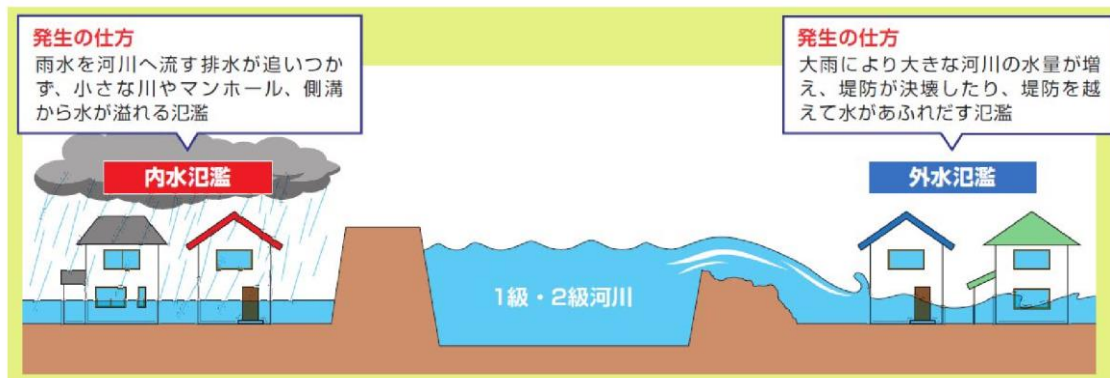
想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域。被災時の影響が多大多ることから、浸水水位が 3.0m 以上となる場所を除外エリアとします。



出典：姫路市 洪水ハザードマップ

(5) 内水氾濫想定区域

地域の既往最大級の降雨や他地域での大規模な降雨等の下水道の雨水排水能力を上回る降雨が生じた際に、下水道その他の排水施設的能力不足や河川の水位上昇に伴い当該雨水を排水できず、実際に浸水が発生した区域。被災時の影響が多大多ることから、除外エリアとします。



出典：姫路市 内水ハザードマップについて

(6) 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地の崩壊

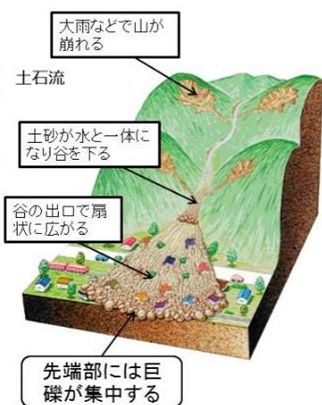
特別警戒区域（レッドゾーン）と警戒区域（イエローゾーン）に分けられます。特別警戒区域は、急傾斜地の崩壊が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。警戒区域は、急傾斜地の崩壊が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。被災時の影響が多大多ることから、除外エリアとします。

(7) 土砂災害（特別）警戒区域・土石流

(6) 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地の崩壊と同様、土石流が発生した際に、危害を生ずるおそれがあると認められる区域。被災時の影響が多大であることから、除外エリアとします。

(8) 土砂災害（特別）警戒区域・地すべり

(6) 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地の崩壊と同様、地すべりが発生した際に、危害が生ずるおそれがあると認められる区域。被災時の影響が多大であることから、除外エリアとします。



土石流



地すべり



急傾斜地の崩壊

出典：姫路市 各種ハザードマップ（洪水・土砂・高潮・津波）

警戒区域では

警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

特別警戒区域ではさらに

特定の開発行為に対する許可制
住宅地分譲や売却等利用用途の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。【都道府県】

建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。【建築主事を置く地方公共団体】

建築物の移転勧告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。【都道府県】

出典：東京都建設局 用語の解説：土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

(9) 土砂災害危険箇所・土石流危険渓流

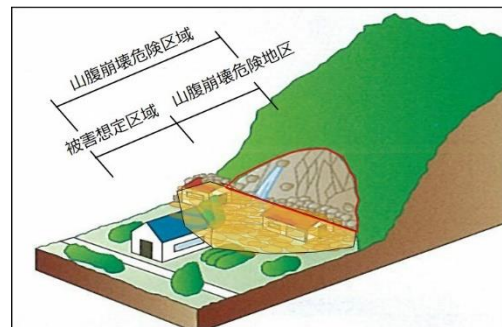
建設省（当時）の調査要領・点検要領により、都道府県が実施した調査で判明した土砂災害のおそれがある箇所を図上から想定した箇所のことであるため、除外エリアとします。



出典：三戸町 土砂災害・土石流について

(10) 山地災害危険地区・山腹崩壊危険区域

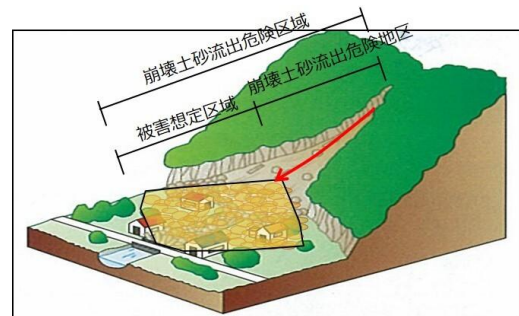
山崩れによって人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれのある渓流や自然斜面について調査を行い、地質や地形などから一定の基準以上の危険度であると判定した地区及びその被害想定区域であるため、除外エリアとします。



山腹崩壊危険区域

(11) 山地災害危険地区・崩壊土砂流出危険区域

土石流によって人家や公共施設などに直接被害を与えるおそれのある渓流や自然斜面について調査を行い、地質や地形などから一定の基準以上の危険度であると判定した地区及びその被害想定区域であるため、除外エリアとします。

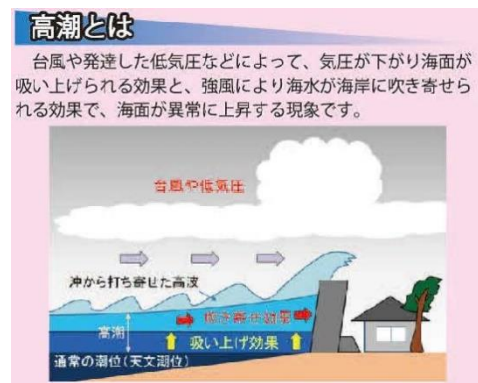


崩壊土砂流出危険区域

出典：兵庫県 こんなところが危険です
-山地災害危険地区-

(12) 高潮浸水想定区域

想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域。被災時の影響が多いため、浸水水位が 3.0m 以上となる場所を除外エリアとします。



出典：姫路市 高潮ハザードマップ西部

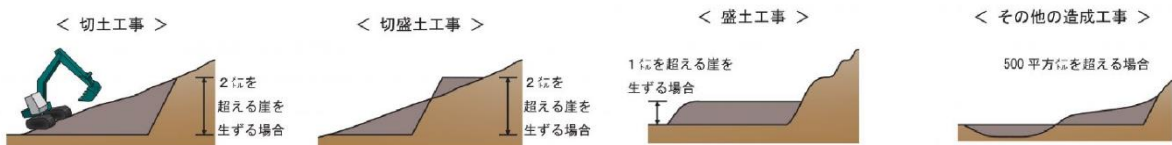
(13) 津波浸水想定区域

最大クラス（南海トラフ巨大地震モデル）の津波が一定の条件下において発生した場合に想定される浸水の区域。被災時の影響が多いため、浸水水位が3.0m以上となる場所を除外エリアとします。

(14) 宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴い、がけくずれや土砂の流出のおそれ著しい市街地または、市街地になろうとする区域や、宅地造成に伴う災害で危害を生ずる発生のおそれが大きい区域。災害の防止のため除外エリアとします。

※許可が必要な行為のイメージ図



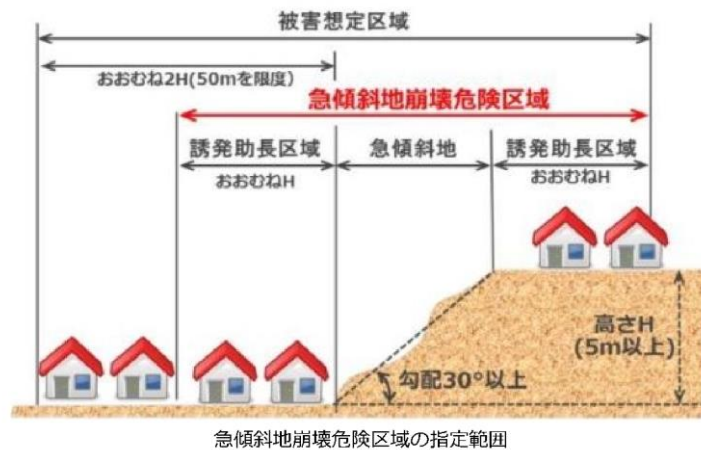
出典：兵庫県 宅地造成等規制法の制度について

(15) 地すべり防止区域

地すべりによる崩壊を防止するため、一定の行為を制限する必要がある区域。建設によって災害を誘発することを避ける必要があるため、除外エリアとします。市内には1箇所（夢前町）あります。

(16) 急傾斜地崩壊危険区域

台風や集中豪雨の際に発生する急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）を防止するため、一定の行為を制限する必要がある区域。建設によって災害を誘発することを避ける必要があるため、除外エリアとします。



出典：東京都建設局 用語の解説：砂防三法指定区域

(17) 砂防指定地

治水上砂防のため、一定の行為を制限する必要がある区域。建設によって災害を誘発することを避ける必要があるため、除外エリアとします。

(18) 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園

景勝地として指定された自然公園。公園を保全する必要があるため、除外エリアとします。

(19) 都市公園

公園または緑地。本市では、自然環境を活かした公園整備を進めているため、除外エリアとします。

(20) 鳥獣保護区域、特別保護区域

鳥獣保護区域は、野生鳥獣の保護・繁殖を図るための区域であり、特別保護区域は、鳥獣保護区の区域の中でも一定の環境を保持することにより、特に鳥獣の保護繁殖を図る必要のある区域であるため、除外エリアとします。

(21) 自然環境保全地域

ほとんど人の手が加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域であり、今後も極力人為を加えずに後世に伝えることを目的として指定される地域。自然環境を保全する必要があるため、除外エリアとします。林田川や八徳山（香寺町）や置塩城跡（夢前町）、水生山補陀落寺（夢前町）が該当します。

(22) 環境緑地保全地域

市街地の周辺又は集落地若しくはその周辺にある樹林地や水辺地等で風致、景観、形態等が住民の健全な生活環境を確保するために特に必要な地域であるため、除外エリアとします。円山神社（夢前町）や神元神社（夢前町）、二百余神社（夢前町）が該当します。

(23) 種の保存法に基づく生息地等保護区

国内希少野生動植物種に指定されている種のうち、捕獲や採取等の規制を行うだけでは個体群の存続が困難であり、その生息・生育環境を保全する必要がある区域。姫路市に該当地はありませんでした。

(24) 動植物保護地区

高層木により被度が極めて高く都市環境上価値があり、あるいは、歴史的、社会的遺産となって熟成している自然環境区域であり、動植物保護地区として指定される地域であるため、除外エリアとします。水尾神社（安富町：ヒメハルゼミの生息地）1箇所が該当します。

(25) 自然緑地保護地区

高層木により被度が極めて高く都市環境上価値があり、あるいは、歴史的、社会的遺産となって熟成している自然環境区域であり、自然緑地保護地区として指定される地域であるため、除外エリアとします。青山稲岡山周辺と飾西大歳神社周辺の2箇所が該当します。

(26) 国有林

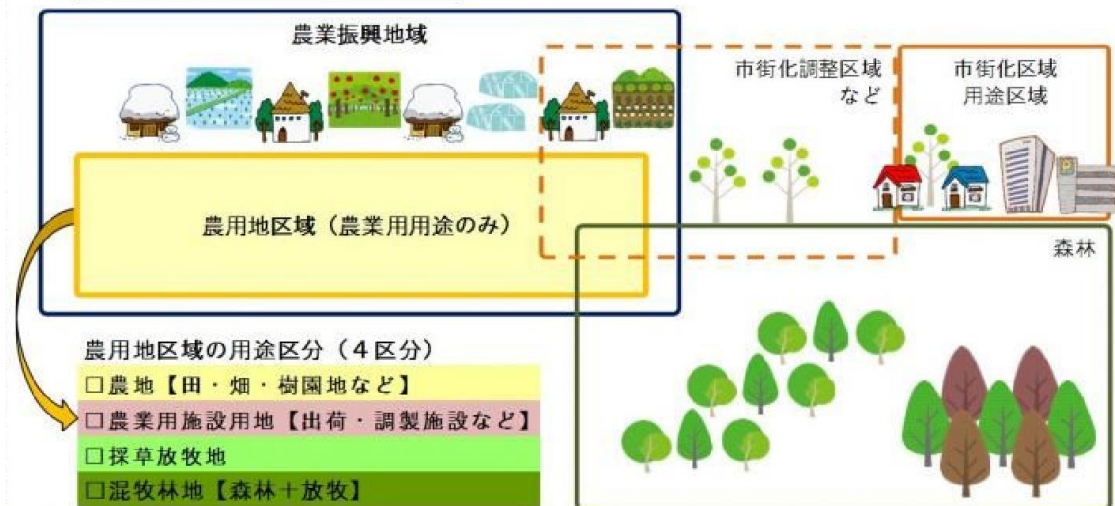
国が所有する森林・原野。国有林の多くは水源を守り、土砂崩れなどの災害を防ぐといった公益的な役割を果たしているため、除外エリアとします。

(27) 保安林

水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するための森林。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、除外エリアとします。

(28) 農業振興地域・農用地区域

農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として、農業振興地域整備計画において指定された地域。近年農地面積は、宅地等への転用や耕作放棄等により年々減少し、食料供給力の低下が懸念されており、農地は農業生産の最も基礎的な資源であり、特に優良農地を良好な状態で確保することが重要と考えるため、除外エリアとします。



出典：青森市 農業振興地域整備計画

（29）生産緑地法に基づく生産緑地地区

市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を指定するものですが、姫路市に該当地は、ありませんでした。

（30）姫路市景観計画における重点的に景観形成を図る区域

重点的に景観形成を図る区域として、景観特性に応じた規制誘導が行われる区域であるため、除外エリアとします。

（31）風致地区

良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定めた地区。姫路市に該当地はありませんでした。

（32）巨樹・巨木林

環境庁（当時）が昭和63年から調査している、人々の信仰の対象や地域のシンボルである巨樹・巨木林。人間や地域社会と個々の巨樹・巨木林の関係性を考慮して保全していくことが重要であるため、除外エリアとします。

（33）植生自然度7以上の植生

「植生自然度」は、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標。10ランクに区分されており、植生自然度7以上の植生地域は、自然林に近いものであるため、除外エリアとします。

(34) 保存樹

市域に古くから自生し、市民に親しまれている古木、あるいは貴重な樹木を姫路市保存樹として指定したものであるため、除外エリアとします。

(35) 周知の埋蔵文化財

埋蔵文化財の存在が知られている土地であるため、除外エリアとします。市内には約1,200箇所の包蔵地があります。

(36) 世界文化遺産

文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存するために登録されるものであるため、除外エリアとします。姫路城が該当します。

(37) 国指定の文化財

絵画・彫刻等の美術工芸品及び建造物である有形文化財のうち重要なものは重要文化財に指定され、そのうち世界文化の見地から価値の高いもので、類いない国民の宝たるものは国宝に指定され、その保護を図る必要があるため、除外エリアとします。

(38) 県指定の文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものや考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料は文化財に指定され、その保護を図る必要があるため、除外エリアとします。

(39) 市指定の文化財

姫路市文化財保護条例に基づき、有形文化財・無形文化財・民族文化財・記念物のうち重要なものが指定され、その保護を図る必要があるため、除外エリアとします。

(40) 水道水源の取水地点

水道水源の水質維持のため、除外エリアとします。

(4 1) 用途地域

用途地域とは、計画的なまちづくりを行うために用途を制限した地域のことであり、13種類の用途地域があります。また、用途地域ごとに建設可能な建物の種類が定められており、例えば第1種低層住居専用地域には住居や小学校、老人ホームは建設可能ですが、店舗や事務所、病院は建設することができません。ごみ焼却場は建設できない用途地域が設定されているものではありませんが、用途地域が建築を制限する趣旨に照らし、本市において指定している住居系7種と商業系2種の地域は積極的に候補地として選定する場所ではないため除外エリアとします。

用途地域による市街地のイメージ

| | | | |
|--|--|--|---|
|  <p>第一種低層住居専用地域</p> <p>低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所を兼ねた住宅や小中学校などが建てられます。</p> |  <p>第二種低層住居専用地域</p> <p>主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小中学校などのほか、150㎡までの一定のお店などが建てられます。</p> |  <p>第一種中高層住居専用地域</p> <p>中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。</p> |  <p>第二種中高層住居専用地域</p> <p>主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所などが建てられます。</p> |
|  <p>第一種住居地域</p> <p>住居の環境を守るための地域です。3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。</p> |  <p>第二種住居地域</p> <p>主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、ホテル、パチンコ屋、カラオケボックスなどは建てられます。</p> |  <p>準住居地域</p> <p>道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域です。</p> |  <p>近隣商業地域</p> <p>近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の利便の増進を図る地域です。住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。</p> |
|  <p>商業地域</p> <p>銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域です。住宅や小規模の工場も建てられます。</p> |  <p>準工業地域</p> <p>主に軽工業の工場等の環境悪化の恐れのない工業の利便を図る地域です。危険性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。</p> |  <p>工業地域</p> <p>主として工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられます。住宅やお店は建てられませんが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p> |  <p>工業専用地域</p> <p>専ら工業の業務の利便の増進を図る地域で、どんな工場でも建てられますが、住宅、お店、学校、病院、ホテルなどは建てられません。</p> |

出典：千葉市 用途地域

2. 候補地の抽出

(1) 行政による候補地の抽出

候補地の抽出は、作成したネガティブマップの除外エリアを除いた地域内から、表3-2に示す条件を基に行います。

表3-2 候補地の抽出条件

| 項目 | 内容 |
|--------------------|--|
| 形状 ^{※1} | 極端に細長い土地でないこと（いびつでないこと。）。 |
| 面積 | 必要な面積を一団で確保できること。ただし、農地など、一団で面積が大きくなる場合は、できるだけ道路に近い場所で、おおよそ2ha（できるだけ矩形）での抽出とする。 |
| 地形 ^{※2} | 比較的勾配が緩やかであること。 |
| 土地利用関係 | 住宅、事業所がないこと。ただし、売地や未利用であることが明確な場合は除く。 将来的に公共の土地利用計画が見込まれており、新美化センター建設の実現性がないと判断される土地でないこと。 |
| 位置関係 ^{※3} | 学校、病院、診療所、図書館、博物館又は社会福祉施設から計画地の境界線までの距離が200メートル以上離れていること。 住宅、店舗から計画地の境界線までの距離が100メートル以上離れていること。 収集運搬効率の観点から、本市の人口重心 ^{※4} から10km以内であること。 |

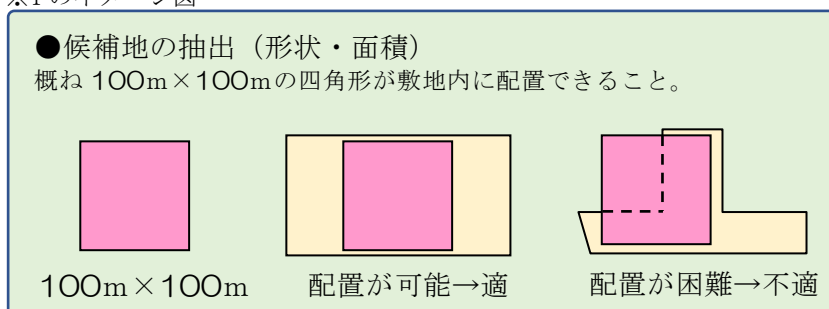
※1：概ね100m×100mの四角形が敷地内に配置できること。

※2：国土地理院が公表している傾斜量図を参考

※3：兵庫県「廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条ただし書許可取扱要領」より引用

※4：姫路市の人口重心：東経134度40分19.73秒、北緯34度50分00.35秒（令和2年度国勢調査より）
姫路市土山3丁目付近

※1のイメージ図



(2) 情報提供を基にした候補地の抽出

情報提供があった用地のうち、作成したネガティブマップの除外エリアに該当する用地を除外します。

除外エリアに該当しなかった用地のうち、表 3-3 に示す条件を満たした情報提供地を候補地として抽出します。

表3-3 候補地の抽出条件

| 項目 | 内容 |
|--------|---|
| 土地利用関係 | 将来的に公共の土地利用計画が見込まれており、新美化センター建設の実現性がないと判断される土地でないこと。 |
| 位置関係 | 学校、病院、診療所、図書館、博物館又は社会福祉施設から計画地の境界線までの距離が 200 メートル以上離れていること。 |
| | 住宅、店舗から計画地の境界線までの距離が 100 メートル以上離れていること。 |

第3節 二次選定

1. 評価項目及び評価基準

二次選定では、一次選定で抽出した候補地から絞り込みを行うために、立地条件と防災の視点から候補地の評価を行います。

評価基準はA（配点の100%を得点として付与）、B（配点の50%を得点として付与）、C（配点の0%を得点として付与：0点）の3段階評価とし、全評価項目の得点の合計である総合点が7割以上となった候補地を三次選定の対象とします。

家屋倒壊等氾濫想定区域、洪水浸水想定区域、津波浸水想定区域、高潮浸水想定区域の評価項目については一次選定において一部評価を実施していることから配点を5点としました。

二次選定における評価項目の考え方を表3-4に、二次選定の配点を表3-5に示します。また、評価基準の設定根拠について次頁以降に示します。

表3-4 二次選定における評価項目の考え方

| 評価の視点 | 評価項目 | | 考え方 |
|-------------|------|------------------------------|---|
| 立地条件 の視点 | 1 | 用途地域 | ごみ処理施設は工場的一种であり、「都市計画運用指針（国土交通省、令和2年9月）」においても、工業系の用途地域に設置することが望ましいとされていること及びごみ処理施設は、都市施設であり都市計画区域内に設置することが望ましいとされている観点から、評価項目として設定する。 |
| | 2 | 現況における土地利用状況 | 現在は利用されていない候補地の方が、土地の有効利用や、用地取得、用地整備費の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 3 | 市の将来的な利用計画や国・県の将来的な利用の見込みの有無 | 将来的な利用計画や利用の見込みがない候補地の方が、土地の有効利用や、用地取得、用地整備費の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 4 | ユーティリティ（電気、上水道、下水道、ガス）の接続可能性 | ユーティリティの接続が見込める候補地の方が、用地整備費の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 5 | 搬入道路の整備の必要性 | 搬入道路の整備の必要性がない候補地の方が、用地整備費の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 6 | 施設建設に関する障害の有無 | 施設建設に関する障害がない候補地の方が、用地整備費の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 7 | 人口重心からの距離 | 収集運搬効率及び住民の利便性を考慮すると人口重心に近い方が望ましいため、評価項目として設定する。 |
| 防災の 視点 | 8 | 活断層の有無 | 活断層の影響を考慮する必要がない候補地の方が、施設の安全性の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 9 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 災害の危険性が低い候補地の方が、施設の安全性の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 10 | 洪水浸水想定区域 | |
| | 11 | 津波浸水想定区域 | |
| | 12 | 高潮浸水想定区域 | |
| | 13 | 液化化危険度 | 災害の危険性が低い候補地の方が、施設の安全性の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |

表3-5 二次選定の配点

| 評価の視点 | 評価項目 | | 配点 | |
|-------------|------|-------------------------------|----|----|
| 立地条件 の視点 | 1 | 用途地域 | 10 | 70 |
| | 2 | 現況における土地利用状況 | 10 | |
| | 3 | 市の将来的な利用計画や国・県の将来的な利用の見込みの有無 | 10 | |
| | 4 | ユーティリティー（電気、上水道、下水道、ガス）の接続可能性 | 10 | |
| | 5 | 搬入道路の整備の必要性 | 10 | |
| | 6 | 施設建設に関する障害の有無 | 10 | |
| | 7 | 人口重心からの距離 | 10 | |
| 防災 の視点 | 8 | 活断層の有無 | 10 | 40 |
| | 9 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | 5 | |
| | 10 | 洪水浸水想定区域 | 5 | |
| | 11 | 津波浸水想定区域 | 5 | |
| | 12 | 高潮浸水想定区域 | 5 | |
| | 13 | 液状化危険度 | 10 | |

(1) 用途地域

都市計画法に規定された地域地区のうち、用途地域が工業系（準工業地域・工業地域・工業専用地域）である候補地をA評価とします。市街化調整区域の候補地はB評価とし、都市計画区域外の候補地はC評価とします。

なお、用途地域が住居系、商業系の地域は、一次選定において候補地抽出の除外エリアとなっています。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---------|------------------------------------|
| A | 工業系 | 都市計画区域内で、かつ、用途地域が工業系の候補地の評価を高くします。 |
| B | 市街化調整区域 | |
| C | 都市計画区域外 | |

(2) 現況における土地利用状況

現在利用されていない候補地をA評価とします。ただし、現在空き地であっても、指定避難場所として利用されている場合や、緑地に該当している場合は利用されているものとみなします。現在利用されていることが明らかな候補地はC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|----------|--------------------|
| A | 利用されていない | 未利用地の候補地の評価を高くします。 |
| B | — | |
| C | 利用されている | |

(3) 市の将来的な利用計画や国・県の将来的な利用の見込みの有無

本市の将来的な利用計画に該当していない候補地をA評価とし、該当している候補地はC評価とします。

また、国や県が所有し、将来的に利用することが見込まれる候補地はC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|-------|-----------------------------------|
| A | 該当しない | 将来的な利用計画や土地利用の見込みのない候補地の評価を高くします。 |
| B | — | |
| C | 該当する | |

(4) ユーティリティー（電気、上水道、下水道、ガス）の接続可能性

多くのユーティリティー（電気、上水道、下水道、ガス）の接続（受入）が見込める候補地を優先します。

ユーティリティーの優先順位は、施設整備における重要性を鑑み、電気、上水道を「高」、下水道、ガスを「低」とし、「高」の2種と「低」の1種以上接続できる候補地の評価をA評価とします。「高」の2種のみ接続できる候補地はB評価とし、「高」の2種どちらかの接続に課題がある場合はC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---|--|
| A | 電気、上水道、下水道、ガスのうち、電気と上水道をともに含む3つ以上の接続が見込める | ユーティリティーに優先順位を付けたうえで、多くの接続が見込める候補地の評価を高くします。 |
| B | 電気、上水道の接続は見込めるが、下水道とガスの接続に課題がある | |
| C | 電気、上水道の接続に課題がある | |

(5) 搬入道路の整備の必要性

搬入道路の進入区間の整備を必要としない候補地をA評価とし、整備を必要とする候補地はC評価とします。

なお、搬入道路の進入区間の定義を図3-1に示します。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---------------|----------------------------------|
| A | 搬入道路の整備の必要がない | 搬入道路の進入区間の整備を必要としない候補地の評価を高くします。 |
| B | — | |
| C | 搬入道路の整備の必要がある | |

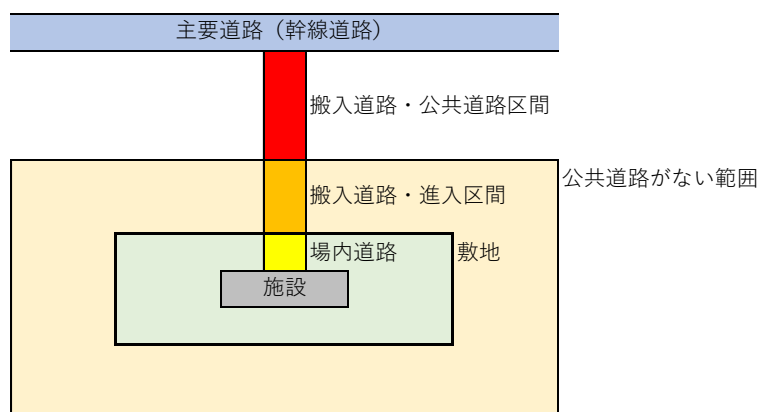


図3-1 搬入道路の進入区間の定義

(6) 施設建設に関する障害の有無

施設の建設に関する障害（鉄塔、線路、高架、廃棄物処理法における指定区域^{※1}等）と施設の配置計画に影響を及ぼす要因（伝搬障害防止区域^{※2}、市境等）の2つの観点から評価を行います。

施設の建設に関する障害も施設の配置計画に影響を及ぼす要因のない候補地をA評価とし、どちらかがある候補地はB評価、どちらもある候補地はC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|-------------------------------------|---|
| A | 施設建設に関する障害も施設配置計画に影響を及ぼす要因もない | 施設の建設に関する障害や、施設の配置計画に影響を及ぼす要因のない候補地の評価を高くします。 |
| B | 施設建設に関する障害か、施設配置計画に影響を及ぼす要因のどちらかがある | |
| C | 施設建設に関する障害と施設配置計画に影響を及ぼす要因のどちらもある | |

※1 現に生活環境保全上支障が生ずるおそれがない廃棄物の最終処分場の跡地等であって、土地の形質の変更に伴い生活環境保全上支障（廃棄物の飛散・流出、ガスの発生、公共の水域又は地下水への汚染等）が生ずるおそれがある跡地その他の埋立処分場所

※2 電気通信の確保、人命・財産の保護や治安の維持などの重要無線通信について、総務大臣が必要の範囲内で電波の「伝搬障害防止区域」を指定し、その指定区域内において、高層建築物等による通信の突然の遮断を回避することを目的とするもの。

(7) 人口重心からの距離

人口重心から10 km未満の地域にある候補地はA評価とします。人口重心から10 km以上15 km未満の地域にある候補地はB評価とし、人口重心から15 km以上の地域にある候補地をC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|----------------------|----------------------|
| A | 人口重心から10 km未満 | 人口重心に近い候補地の評価を高くします。 |
| B | 人口重心から10 km以上15 km未満 | |
| C | 人口重心から15 km以上 | |

(8) 活断層の有無

候補地内に活断層^{※3}がない候補地をA評価とし、活断層がある候補地はC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|-------------|---|
| A | 候補地内に活断層がない | 活断層付近は、地震発生時に地殻変動が起こる可能性が高くなり、自然災害の危険性が高いため、敷地内に活断層がない候補地の評価を高くします。 |
| B | — | |
| C | 候補地内に活断層がある | |

※3 活断層は、活撓曲^{かつとうきよく}の可能性を踏まえ、「ダム建設における第四紀断層の調査と対応に関する指針（建設省）」を参考として活断層（起震断層）からの距離 300mを指標として用いられることがあるため、幅 600mの範囲とします。

(9) 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域^{※4}に該当していない候補地をA評価とし、該当する候補地はC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|-------|----------------------------------|
| A | 該当しない | 家屋倒壊等氾濫想定区域に該当していない候補地の評価を高くします。 |
| B | — | |
| C | 該当する | |

※4 家屋等の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食の発生することが想定される区域

(10) 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域に該当していない候補地をA評価とし、0.5m未満の浸水想定区域に該当する候補地はB評価、0.5～3.0m未満の浸水想定区域に該当する候補地はC評価とします。

なお、3.0m以上の浸水想定区域に該当する候補地は一次選定の除外エリアとなっています。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|--------------------------|-------------------------------|
| A | 該当しない | 洪水浸水想定区域の浸水想定が低い候補地の評価を高くします。 |
| B | 0.5m未満の洪水浸水想定区域に該当する | |
| C | 0.5～3.0m未満の洪水浸水想定区域に該当する | |

(11) 津波浸水想定区域

津波浸水想定区域に該当しない候補地をA評価、0.3m未満の津波浸水想定区域に該当している候補地をB評価、0.3～3.0m未満の津波浸水想定区域に該当している候補地をC評価とします。

なお、3.0m以上の津波浸水想定区域に該当する候補地は一次選定の除外エリアとなっています。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|--------------------------|-------------------------------|
| A | 該当しない | 津波浸水想定区域の浸水想定が低い候補地の評価を高くします。 |
| B | 0.3m未満の津波浸水想定区域に該当する | |
| C | 0.3～3.0m未満の津波浸水想定区域に該当する | |

(12) 高潮浸水想定区域

高潮浸水想定区域に該当しない候補地をA評価、0.5m未満の高潮浸水想定区域に該当している候補地をB評価、0.5～3.0m未満の高潮浸水想定区域に該当している候補地をC評価とします。

なお、3.0m以上の高潮浸水想定区域に該当する候補地は一次選定の除外エリアとなっています。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|--------------------------|-------------------------------|
| A | 該当しない | 高潮浸水想定区域の浸水想定が低い候補地の評価を高くします。 |
| B | 0.5m未満の高潮浸水想定区域に該当する | |
| C | 0.5～3.0m未満の高潮浸水想定区域に該当する | |

(13) 液状化危険度

液状化危険度が低い候補地を優先します。

PL値^{※5}が5以下となっている候補地をA評価、PL値が5超～15以下となっている候補地をB評価、PL値が15超となっている候補地をC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|-------------|----------------------------------|
| A | PL値が5以下 | PL値による液状化危険度判定区分が低い候補地の評価を高くします。 |
| B | PL値が5超～15以下 | |
| C | PL値が15超 | |

※5 地盤の総合的な液状化の激しさを表す指数

2. 二次選定結果の算出方法

二次選定結果は、各候補地の各評価項目における得点の合計を総合点として算出し、総合点が77点以上となった候補地を三次選定の対象とします。

第4節 三次選定

1. 評価項目及び評価基準

三次選定は、二次評価で抽出した候補地の順位付けを目的として実施します。

評価は「周辺環境への配慮」、「合意形成」、「経済性」の各視点から評価項目を設定し、各視点の配点に対する割合は重要性を考慮して設定しました。

配点について、周辺環境への配慮の視点を最も重要視して 50 点とし、合意形成の視点を 30 点、経済性の視点を 30 点としました。

三次選定における評価項目の考え方を表 3-6 に、三次選定の配点を表 3-7 に示します。また、評価基準の設定根拠について次頁以降に示します。

表3-6 三次選定における評価項目の考え方

| 評価の視点 | 評価項目 | | 考え方 |
|-------------|------|--|--|
| 周辺環境への配慮の視点 | 1 | 住宅との距離 | 住宅までの距離が遠い候補地の方が、周辺住民の生活環境に与える影響は小さくなると想定されることから、評価項目として設定する。 |
| | 2 | 教育・医療・社会福祉施設等との距離 | 教育・医療・社会福祉施設等までの距離が遠い候補地の方が、周辺住民の生活環境に与える影響は小さくなると想定されることから、評価項目として設定する。 |
| | 3 | 通学路への配慮 | 通学路への影響が小さい候補地の方が、児童・生徒の通学路の安全確保や搬入道路の整備費の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 4 | 繁華街及び住居地域の通過の有無 | 繁華街や住居地域を通過しない候補地の方が、周辺住民の生活環境への配慮や搬入道路の整備費の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 5 | 周辺道路の混雑度 | 周辺道路の混雑度が低い候補地の方が、周辺住民の生活環境への配慮や収集運搬効率の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| 合意形成の視点 | 6 | 他市町村との距離 | 他市町村までの距離がより遠い候補地の方が、周辺住民の生活環境への配慮や合意形成の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 7 | 情報提供地・市有地 | 情報提供地または市有地であれば、用地の確保等の交渉に優位性が見込まれるため、評価項目として設定する。 |
| | 8 | 土地所有者数 | 地権者数が少ない候補地の方が、合意形成や用地取得の可能性の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| 経済性の視点 | 9 | 用地取得費 | 用地整備費が安価となる候補地の方が、経済性の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |
| | 10 | 想定される用地整備費（土地改良費、搬入道路整備費、ユーティリティー（電気、上水道、下水道）整備費を含む） | |
| | 11 | 収集運搬に係る総走行距離 | 収集運搬に係る総走行距離が短い候補地の方が、収集運搬費用は安価となり、経済性の観点からは望ましいため、評価項目として設定する。 |

表3-7 三次選定の配点

| 評価の視点 | 評価項目 | | 配点 | |
|----------|------|---|----|----|
| 周辺環境への配慮 | 1 | 住宅との距離 | 10 | 50 |
| | 2 | 教育・医療・社会福祉施設等との距離 | 10 | |
| | 3 | 通学路への配慮 | 10 | |
| | 4 | 繁華街及び住居地域の通過の有無 | 10 | |
| | 5 | 周辺道路の混雑度 | 10 | |
| 合意形成 | 6 | 他市町村との距離 | 10 | 30 |
| | 7 | 情報提供地・市有地 | 10 | |
| | 8 | 土地所有者数 | 10 | |
| 経済性 | 9 | 用地取得費 | 10 | 30 |
| | 10 | 想定される用地整備費 (土地改良費、搬出入道路整備費、ユーティリティー(電気、上水道、下水道)整備費を含む) | 10 | |
| | 11 | 収集運搬に係る総走行距離 | 10 | |

(1) 住宅との距離

最も近隣の住宅までの距離が遠い候補地を優先します。

評価は、三次選定の目的が相対評価であることを鑑み、最も好条件となっている候補地の得点が満点となり、その他の候補地は最も好条件となっている候補地との比例計算によって得点を算出します。

ただし、「ダイオキシンのリスク評価（環境庁ダイオキシンリスク評価研究会監修,1997）」において、新施設の煙突の高さが100mであった場合においても、ダイオキシン類の最大着地濃度発生距離は約900mであることを考慮し、住宅までの距離が1,000m以上の場合は満点とします。

なお、住宅までの距離が100m以下の地域は、一次選定において候補地抽出の除外エリアとなっています。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---|-------------------------------------|
| A | <定量相対評価> (配点)×当該候補地の値/最も距離が遠い候補地の値 (最大値：1,000、単位：m) | 最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。 |
| B | | |
| C | | |

(2) 教育・医療・社会福祉施設等との距離

最も近隣の教育・医療・社会福祉施設等までの距離が遠い候補地を優先します。

評価は、三次選定の目的が相対評価であることを鑑み、最も好条件となっている候補地の得点が満点となり、その他の候補地は最も好条件となっている候補地との比例計算によって得点を算出します。

ただし、「ダイオキシンのリスク評価（環境庁ダイオキシンリスク評価研究会監修,1997）」において、新施設の煙突の高さが100mであった場合においても、ダイオキシン類の最大着地濃度発生距離は約900mであることを考慮し、教育・医療・社会福祉施設等までの距離が1,000m以上の場合は満点とします。

なお、教育・医療・社会福祉施設等までの距離が200m以下の地域は、一次選定において候補地抽出の除外エリアとなっています。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---|-------------------------------------|
| A | <定量相対評価> (配点)×当該候補地の値/最も距離が遠い候補地の値 (最大値：1,000、単位：m) | 最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。 |
| B | | |
| C | | |

(3) 通学路への配慮

搬入道路の公共道路区間（幹線道路（国道、県道）から候補地まで）について、小学校、中学校の通学路との交差や、交差を回避するために迂回等の対処を必要としない候補地を優先します。なお、搬入道路の公共道路区間の定義は前出の図に示します。

搬入道路の公共道路区間について、通学路への配慮が不要である候補地はA評価とし、迂回等で対処が可能な候補地はB評価、通学路への配慮が必要であり、道路管理者へガードレールや歩道の設置依頼等の対応が必要と考えられる候補地はC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---|--------------------------|
| A | 通学路への配慮が不要 | 通学路との干渉が少ない候補地の評価を高くします。 |
| B | 迂回等で対処が可能 | |
| C | 通学路への配慮が必要であるため、道路管理者へガードレールや歩道の設置依頼等をする必要がある | |

(4) 繁華街及び住居地域の通過の有無

搬入道路の公共道路区間（幹線道路（国道、県道）から候補地まで）について、繁華街や住居地域を通過しない候補地を優先します。なお、搬入道路の公共道路区間の定義は前出の図に示します。

搬入道路の公共道路区間について、繁華街や住宅街を通過しない候補地をA評価とし、迂回等で対処が可能な候補地はB評価、通過が避けられないため、道路管理者へガードレールや歩道の設置依頼等をする必要がある候補地はC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---|------------------------------|
| A | 繁華街や住宅街を通過しない | 繁華街や住宅街との干渉が少ない候補地の評価を高くします。 |
| B | 迂回等で対処が可能 | |
| C | 繁華街や住宅街の通過が避けられないため、道路管理者へガードレールや歩道の設置依頼等をする必要がある | |

(5) 周辺道路の混雑度

搬入道路の公共道路区間と幹線道路（国道、県道）が交差する地点の混雑度が低い候補地を優先します。他市事例でも採用されている評価基準や日本道路協会の資料を参考とし、混雑度が 1.25 未満となっている候補地を A 評価、混雑度が 1.25 以上～1.75 未満となっている候補地を B 評価、混雑度が 1.75 以上となっている候補地を C 評価とします。なお、評価に使用する混雑度の値は、最新の調査結果を使用します。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---------------------|---|
| A | 混雑度 1.25 未満 | 搬入道路の公共道路区間と幹線道路（国道、県道）が交差する地点の混雑度が小さい候補地の評価を高くします。 |
| B | 混雑度 1.25 以上～1.75 未満 | |
| C | 混雑度 1.75 以上 | |

(参考) 混雑度の目安

| 混雑度 | 交通状況の推定 |
|--------------|---|
| 1.0 未満 | 昼間 12 時間を通して、道路が混雑することなく、円滑に走行できる。渋滞やそれに伴う極端な遅れはほとんどない。 |
| 1.0～1.25 未満 | 昼間 12 時間のうち道路が混雑する可能性のある時間が 1～2 時間ある。何時間も混雑が連続するという可能性は非常に小さい。 |
| 1.25～1.75 未満 | ピーク時間はもとより、ピーク時間を中心として混雑する時間帯が加速的に増加する可能性の高い状態。ピーク時のみから、日中の連続的混雑への過渡状態と考えられる。 |
| 1.75 以上 | 道路が飽和していない時間がほとんどなくなる。慢性的混雑状態を呈する。 |

出典：道路の交通容量（日本道路協会, 1984）

(6) 他市町村との距離

他市町村との距離が遠い候補地を優先します。

評価は、三次選定の目的が相対評価であることを鑑み、最も好条件となっている候補地の得点が満点となり、その他の候補地は最も好条件となっている候補地との比例計算によって得点を算出します。

ただし、「ダイオキシンのリスク評価（環境庁ダイオキシンリスク評価研究会監修, 1997）」において、新施設の煙突の高さが 100m であった場合においても、ダイオキシン類の最大着地濃度発生距離は約 900m であることを考慮し、他市町村との距離が 1,000m 以上の場合は満点とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---|-------------------------------------|
| A | <定量相対評価> (配点)×当該候補地の値/最も距離が遠い候補地の値 (最大値：1,000、単位：m) | 最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。 |
| B | | |
| C | | |

(7) 情報提供地・市有地

情報提供地または市有地である候補地を優先します。

評価は、情報提供地かつ市有地である候補地をA評価、情報提供地または市有地のどちらかである候補地をB評価、情報提供地でも市有地でもない候補地をC評価とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|----------------|-----------------------------|
| A | 情報提供地かつ市有地 | 情報提供地または市有地である候補地の評価を高くします。 |
| B | 情報提供地または市有地 | |
| C | 情報提供地でも市有地でもない | |

(8) 土地所有者数

土地所有者数が少ない候補地を優先します。ただし、公有地、法人は1人とみなします。

評価は、三次選定の目的が相対評価であることを鑑み、最も好条件となっている候補地の得点が満点となり、その他の候補地は最も好条件となっている候補地との比例計算によって得点を算出します。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|--|-------------------------------------|
| A | <定量相対評価> (配点)×最も人数が少ない候補地の値/当該候補地の値 (単位：人) | 最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。 |
| B | | |
| C | | |

(9) 用地取得費

用地取得費が低く抑えられる候補地を優先します。なお、面積を広く確保できる候補地が不利にならないようにするため、取得する面積は2haを基本とし、その候補地に新美化センターを建設するためにどうしても必要な敷地が別途必要な場合はその面積の用地取得費も含めることとします。

評価は、三次選定の目的が相対評価であることを鑑み、相対評価の計算式による点数化を検討しましたが、最も好条件となっている候補地の取得費が0円となった場合は計算ができないため、他市事例を参考に、各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値を3分割して評価基準とします。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---|--|
| A | 用地取得費が、各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の1/3未満 | 用地取得に係るコストが低い候補地の評価を高くします。 なお、相対評価の計算式が使用できないことから、各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値を3分割して基準を設定します。 |
| B | 用地取得費が、各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の1/3以上、2/3未満 | |
| C | 用地取得費が、各候補地の用地取得費の最大値から最小値を引いた値の2/3以上 | |

(10) 想定される用地整備費

用地整備費が低く抑えられる候補地を優先します。

用地整備費には土地改良費、搬出入道路整備費、ユーティリティー（電気、上水道、下水道、ガス）整備費を含むこととしますが、ガスについては必ずしも接続する必要がない（重油、灯油等で代替できる）ため、対象外とします。また、下水道への接続が難しい候補地については、必要と考えられる容量の浄化槽を設置することとして費用を算出します。なお、算出する費用は、経費や消費税、各候補地で差が出ない項目は除いているため、実際の工事費とは一致しません。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---|-------------------------------------|
| A | $\text{（配点）} \times \frac{\text{最も用地整備費が低い候補地の値}}{\text{当該候補地の値}}$ （単位：円） | 最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。 |
| B | | |
| C | | |

(11) 収集運搬に係る総走行距離

収集運搬に係る総走行距離が短い候補地を優先します。

総走行距離は、本市を候補地毎に町単位でエコパークあぼしの収集範囲と新美化センターの収集範囲に分け、各町と候補地までの距離（直線距離）と往復回数から算出します。また、三次選定の目的が相対評価であることを鑑み、最も好条件となっている候補地の得点が満点となり、その他の候補地は最も好条件となっている候補地との比例計算によって得点を算出します。

| 評価 | 評価基準 | 評価基準の設定根拠 |
|----|---|-------------------------------------|
| A | <定量相対評価> (配点)×最も距離が短い候補地の値/当該候補地の値 (単位：m) | 最も好条件となっている候補地とその他の候補地を、相対評価で比較します。 |
| B | | |
| C | | |

2. 三次選定結果の算出方法

三次選定結果は、各候補地の各評価項目における得点の合計を総合点として算出します。よって、総合点の順位が候補地の順位となり、最も総合点が高い候補地を優先候補地とします。

第5節 選定委員会での主な意見及び考え方の整理

1. 一次選定

| 項目 | 意見 | 考え方の整理 |
|--------------|--|--|
| 共通 | 一次選定で抽出した候補地について、今後予定される法改正等により除外項目に該当する恐れがある場合など、当該評価項目を見直すなど評価基準を変更することは考えているのか。 | 環境審議会の答申を最大限尊重し、基本的には答申の評価項目・基準を進めることとする。ただし、整備用地の選定は行政が責任を持って決定することとしており、最終的な評価項目、評価基準等の設定は本委員会にて確定させる。 |
| 土地利用関係 | 公共の将来的な土地利用計画が判明した場合、現在の評価基準では対応できないのではないのか。 | 抽出した候補地での施設建設が事実上不可能であることが判明するなど、選定を進めていく過程で表面化する課題への対処方法は、本委員会にて協議し最善の策を講ずることとする。 【修正】土地利用関係に「将来的に公共の土地利用計画が見込まれており、新美化センター建設の実現性がないと判断される土地でないこと。」を追加する。 |
| 共通 | 新美化センターの建設には地域の理解が重要と考えるが、地域の同意を評価項目として設定しないのか。 | 情報提供地は地域や土地所有者の一定の理解が見込めるため、三次選定において優位性の加点項目を設定している。 |
| 内水氾濫想定区域 | 水防法に基づく雨水出水浸水想定区域（内水氾濫想定区域）は、相当広域になるが、抽出している候補地すべてが一次選定で不適地と判定されることはないのか。 | 内水氾濫想定区域は、水防法に基づくものではなく、姫路市内水ハザードマップを基に設定している。なお、いずれの候補地も内水氾濫想定区域に該当しないことを確認している。 |
| 土砂災害（特別）警戒区域 | 現状では、土砂災害警戒区域には含まれていないが、建物が建つことで警戒区域に含まれる恐れがある。 | 建設の際に確認し、必要な対策をとることとする。 |
| 宅地造成工事規制区域 | 一次選定の除外エリア「宅地造成工事規制区域」について、法改正により令和7年頃に市内の広範囲に「宅地造成等工事規制区域」を指定する予定。市民に混同される恐れがある。 | 「ごみ処理施設整備計画・設計要領」2017改訂版において例示されている事項であり、熱海の事故も踏まえ、除外エリアとしており、現時点での指定に基づき、判断することとする。 |

2. 二次選定

| 項目 | 意見 | 考え方の整理 |
|-------------|--|--|
| 活断層の有無 | 活断層について、評価項目を設定しているが、本市における地表震度分布では断層近辺より、南側の方が震度が強い想定である。 | 評価においては、活断層を中心とした幅600mの範囲への該当の有無を判断する。 |
| 液状化危険度 | 液状化危険度は、山崎断層帯地震と南海トラフ巨大地震の2種類の災害想定がある。 | 2種類の災害想定で確認することとする。 |
| 共通 | 二次選定において、最低評価（C）の数で足切りなどは考えているのか。 | 総合点での評価としており、最低評価の項目数での足切りは考えていない。 |
| 搬入道路の整備の必要性 | 評価基準として幅員8m以上の公共道路（未舗装除く）に接道していればA評価、それ以外はC評価とするとのことであるが、道路法上の道路や臨港道路以外でも幅員8m以上の道路に接続している場合がある。整備の必要性の有無について、評価基準をより明確にしておく必要があるのではないのか。 | 評価基準を下記のとおり明確にする。 【修正】幅員8m以上の搬入道路（公共道路区間及び進入区間）（未舗装除く）に接道しており、整備（※）の必要がない場合はA評価、それ以外はC評価とする。※用地取得を伴う道路の新設・拡幅 |

3. 三次選定

| 項目 | 意見 | 考え方の整理 |
|----------------------------|--|--|
| 共通 | 定量相対評価をしている評価項目において、小数点以下の点数の取り扱いについて、記載があるものかないものがあるため整理して明記すべきである。 | 少数第2位を四捨五入して評価点とする |
| 周辺道路の混雑度 | 「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」を用いて混雑度を評価することであるが、評価確定後に令和3年度の調査結果が公表され、検証した結果、順位が入れ替わる場合はどうするのか。 | 建設候補地の選定は、現況の候補地について評価を行うため、「⑤周辺道路の混雑度」に限らず、評価の基準日は選定委員会において評価を確定した日と考える。そのため、評価確定後に新たなデータ等が公表され、仮に順位が入れ替わる場合でも再評価は行わない。 周辺道路の混雑度の根拠となる全国道路・街路交通情勢調査については、令和5年6月30日に令和3年度の調査結果が公表されたため、平成27年度データから最新の令和3年度データに変更し、交通量の混雑度を評価する。 【修正】「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査」⇒「令和3年度全国道路・街路交通情勢調査」 |
| 通学路への配慮 | 評価基準でB評価となる「迂回等で対処が可能」という基準について、実際にB評価とした場所に建設された場合に、想定する運用がされない場合には、評価の意味がなくなるのではないか。 | あくまで、土地の条件として通学路への配慮の必要性の有無について評価するもの。実際の運用については、地域との協議により、搬出入路を決定する予定。「④繁華街及び住居地域の通過の有無」についても同様の考え方。 |
| 共通 | 評価項目は他都市に比べて標準的なものか、あるいは姫路市独特なものか。どのような項目となっていると考えているか。 | 本市で採用した一次選定から三次選定の評価項目について、評価の種類や項目、配点は他都市と異なるものもあるが、概ね他都市で採用されている評価項目である。 |
| 用地取得費 | 用地取得費について、公示地価を用いて算出する案となっているが、公示地から候補地までは距離が離れている。補正などはどう行うのか。また、用地取得が必要な候補地に決定した場合、評価で算出した額と実際の取引額に大きく誤差が生じることも想定されるが問題ではないか。 | 用地取得費の算出は、公表されている地価情報を参考として簡易的に算出し、相対評価を行うものであり、実際の取引価格とは異なる可能性は高い。 最寄りの公示地と各候補地までは距離があり、補正は困難であるため、公示地価より調査地点数が多く、より近い距離にある固定資産税標準宅地を使用し、評価することとする。 【修正】公示地価を用いて算出⇒固定資産税標準宅地を用いて算出 |
| 用地整備費 | 想定される用地整備費のうち、ユーティリティー（下水道）整備に関し、管径200mmで約2.8kmの延長となっている候補地があるが、現実的でない。浄化槽の設置という選択肢もあるのではないか。 | 浄化槽処理水の放流先を確保することは容易ではなく、かつ公共下水道に放流することで、環境負荷の低減、浄化槽関連の経費削減が見込まれるため、公共下水道接続を前提とし、今回の三次選定評価においては、全ての候補地について公共下水道への接続で条件を統一して、経費を算出する。 延長が長いなど自然流下での接続が難しい場合は、マンホールポンプの設置などにより実現可能な整備を想定する。 |
| 用地整備費 | 評価項目「想定される用地整備費」について、各候補地の特性によって必要となる整備費等があると考えるが、算定に入っていないのではないか。 | 「想定される用地整備費」は、評価の公平性を保つため現状を確認できる項目について積み上げをおこない、現地に立入り詳細な調査をおこなわなければ確認ができない項目は除いて比較することとする。 |
| 通学路への配慮 繁華街及び住居地域の通過の有無 | 評価項目のうち、「通学路への配慮」と「繁華街及び住宅地域の通過の有無」は、どちらも同種類の内容であり、各10点の配点となっているので配点のバランスを再考してはどうか。 | 「通学路への配慮」と「繁華街及び住居地域の通過の有無」については、共に「周辺環境への配慮」の視点における評価項目であり、住居地域と小学校の場所によっては位置関係が近似する場合もあるが、配慮する対象がそれぞれ「児童の安全性」と「住環境等への影響」であり、異なっている。 三次選定の評価は「周辺環境への配慮」、「合意形成」、「経済性」の各視点から評価項目を設定しており、各視点の配点割合については、新美化センターの建設には周辺住民の理解と協力が不可欠であることを最も重要視して「周辺環境への配慮」を50点とし、「合意形成」、「経済性」の視点をそれぞれ30点としている。配点のバランスについては、姫路市環境審議会からの答申を得ていることから、これを尊重したい。 |
| 収集運搬に係る総走行距離 | 評価項目「収集運搬に係る総走行距離」について、算出方法は理解したが、各美化センターに搬入する校区を地図上で見ると、市域の東西や南北、あるいは地区ごとといったまとまりがなく不規則である。 実際の収集と異なるとの断り書きがあるが、現実に沿った形にしないのかという疑問も残る。 | 実際の収集業務では、総走行距離が最短となるよう考慮しつつ、収集曜日や交通事情等、市民生活への影響や収集効率などを加味してごみの搬入先を決定している。 新美化センターの建設場所により、収集エリア・収集曜日などは再考すべきと考えており、「収集運搬に係る総走行距離」については、すべての候補地を同一条件で機械的に評価できるよう、総走行距離が最短となる搬入先の振り分けで算出し、比較する。 |

第6節 新美化センター建設候補地選定結果

1. 一次選定

行政選定地 26 箇所と情報提供地 6 箇所の計 32 箇所の候補地について、一次選定を実施した結果を表 3-8 及び表 3-9 に示します。一次選定を実施した結果、行政選定地 17 箇所、情報提供地 3 箇所が選外となり、行政選定地 9 箇所、情報提供地 3 箇所の計 12 箇所が二次選定の対象となりました。

表3-8 一次選定結果（行政選定地）

新美化センター建設候補地比較評価表（行政抽出地） ※この資料は、確定した一次選定の結果を公表用にまとめたものです。

| No. | | 抽出候補地 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ | ⑫ | ⑬ | ⑭ | ⑮ | ⑯ | ⑰ | ⑱ | ⑲ | ⑳ | ㉑ | ㉒ | ㉓ | ㉔ | ㉕ | ㉖ | | |
|--------------|--------------------------------------|---|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|--|
| 除外エリア | 河川保全区域等の指定状況 | 1 水域、河川区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 2 河川保全区域 | | | | | | | | | | | | | | × | | | | | | | | | | | | | × | |
| | | 3 海岸保全区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 災害関連法等の指定状況 | 4 洪水浸水想定区域「想定最大規模降雨」3m以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 5 内水氾濫想定区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 6 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地の崩壊 | | | | | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 7 土砂災害（特別）警戒区域・土石流 | | × | | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | |
| | | 8 土砂災害（特別）警戒区域・地すべり | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 9 土砂災害危険箇所・土石流危険渓流 | | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 10 山地災害危険区域・山腹崩壊危険区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 11 山地災害危険区域・崩壊土砂流出危険区域 | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 12 高潮浸水想定区域3m以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 13 津波浸水想定区域3m以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 14 宅地造成工事規制区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | | | | | |
| | 15 地すべり防止区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 16 急傾斜地崩壊危険区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 17 砂防指定地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | | |
| | 法的制約条件 | 18 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園 | | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | |
| | | 19 都市公園 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 20 鳥獣保護区域、特別保護区域 | | | | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 21 自然環境保全区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 22 環境緑地保全地域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 23 種の保存法に基づく生息地等保護区 | 姫路市内該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 24 動植物保護地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 25 自然緑地保護地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 26 国有林 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 27 保安林 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 28 農業振興地域・農用地区域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 29 生産緑地法に基づく生産緑地地区 | 姫路市内該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 30 姫路市景観計画における重点的に景観形成を図る区域 | 姫路市内該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 31 風致地区 | 姫路市内該当なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 32 巨樹・巨木林 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 33 植生自然度7以上の植生 | | × | | | | | | | | | | | | | × | × | | | × | | | × | × | | | | × | | |
| | 34 保存樹 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 物理的制約条件 | 35 周知の埋蔵文化財 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | | | |
| | 36 世界文化遺産 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 37 国指定の文化財 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 38 県指定の文化財 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 39 市指定の文化財 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 40 水道水源の取水地点 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 利用計画・開発計画の有無 | 41 用途地域（住居系、商業系） | | × | | | | | | | | | | | × | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 抽出条件 | 1 形状（極端に細長い土地でないこと、100m×100mの四角形の配置が可能） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2 面積（必要な面積を一回で確保できること、おおよそ2haでの抽出） | × | × | | | | | | | | | | | × | | | | | | | | | | | | | × | | | |
| | 3 地形（比較的勾配が緩やかであること） | | × | | | | | | | | | | | | | × | × | | | | | | × | × | | | | | | |
| | 4 住宅、事業所がないこと | | | | × | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | | | | |
| | 5 学校・病院等から計画地の境界線までの距離が200m以上離れていること | × | × | | | | | | | | | | × | × | | | | | | | | | | | | | × | | | |
| | 6 住宅、店舗から計画地の境界線までの距離が100m以上離れていること | × | × | | | | | | | | | | × | × | × | | | | × | | | | × | × | | | × | | | |
| | 7 本市の人口重心から10km以内であること | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | × | × | × | × | × | | | | |
| | 8 公共の土地利用計画 | | | | | | | | | | | | × | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 該当数 | | | 4 | 7 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 4 | 3 | 2 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 3 | 3 | 2 | 3 | 3 | 5 | | |
| 判定 | | | 除外 | 除外 | 除外 | 除外 | 二次 | 二次 | 二次 | 二次 | 二次 | 除外 | 除外 | 除外 | 除外 | 除外 | 二次 | 二次 | 除外 | 二次 | 二次 | 除外 | 除外 | 除外 | 除外 | 除外 | 除外 | 除外 | | |

表3-9 一次選定結果（情報提供地）

新美化センター建設候補地比較評価表（情報提供地） ※この資料は、確定した一次選定の結果を公表用にまとめたものです。

| | | No. | 抽出候補地 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | |
|---------|---------------|---------------------------------------|-------------|--------------------------|----------|----|----|----|----|--|
| 一次選定 | 法的制約条件 | 河川保全区域等の指定状況 | 1 | 水域、河川区域 | | | | | | |
| | | | 2 | 河川保全区域 | | | | | | |
| | | | 3 | 海岸保全区域 | | | | | | |
| | | 災害関連法等の指定状況 | 4 | 洪水浸水想定区域「想定最大規模降雨」3m以上 | | | | | | |
| | | | 5 | 内水氾濫想定区域 | | | | | | |
| | | | 6 | 土砂災害（特別）警戒区域・急傾斜地の崩壊 | | | | | | |
| | | | 7 | 土砂災害（特別）警戒区域・土石流 | | | | | | |
| | | | 8 | 土砂災害（特別）警戒区域・地すべり | | | | | | |
| | | | 9 | 土砂災害危険箇所・土石流危険渓流 | | | × | | | |
| | | | 10 | 山地災害危険区域・山腹崩壊危険区域 | | | × | | | |
| | | | 11 | 山地災害危険区域・崩壊土砂流出危険区域 | | | × | | | |
| | | | 12 | 高潮浸水想定区域3m以上 | | | | | | |
| | | | 13 | 津波浸水想定区域3m以上 | | | | | | |
| | | 14 | 宅地造成工事規制区域 | | × | | | | | |
| | | 15 | 地すべり防止区域 | | | | | | | |
| | | 16 | 急傾斜地崩壊危険区域 | | | | | | | |
| | | 17 | 砂防指定地 | | | × | | | | |
| | 除外エリア | 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園 | 18 | 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園 | | | × | | | |
| | | | 19 | 都市公園 | | | | | | |
| | | | 20 | 鳥獣保護区域、特別保護区域 | | | × | | | |
| | | 自然環境保全関連法令等の指定状況 | 21 | 自然環境保全区域 | | | | | | |
| | | | 22 | 環境緑地保全地域 | | | | | | |
| | | | 23 | 種の保存法に基づく生息地等保護区 | 姫路市内該当なし | | | | | |
| | | | 24 | 動植物保護地区 | | | | | | |
| | | | 25 | 自然緑地保護地区 | | | | | | |
| | | | 26 | 国有林 | | | | | | |
| | | | 27 | 保安林 | | × | | | | |
| | | | 28 | 農業振興地域・農用地区域 | | | | | | |
| | | | 29 | 生産緑地法に基づく生産緑地地区 | 姫路市内該当なし | | | | | |
| | | | 30 | 姫路市景観計画における重点的に景観形成を図る区域 | 姫路市内該当なし | | | | | |
| | | 31 | 風致地区 | 姫路市内該当なし | | | | | | |
| | | 32 | 巨樹・巨木林 | | | | | | | |
| | | 33 | 植生自然度7以上の植生 | | × | × | | | × | |
| | | 34 | 保存樹 | | | | | | | |
| 物理的制約条件 | 土地の利用状況 | 35 | 周知の埋蔵文化財 | | | × | | | | |
| | | 36 | 世界文化遺産 | | | | | | | |
| | | 37 | 国指定の文化財 | | | | | | | |
| | | 38 | 県指定の文化財 | | | | | | | |
| | 39 | 市指定の文化財 | | | | | | | | |
| | 40 | 水道水源の取水地点 | | | | | | | | |
| 41 | 用途地域（住居系、商業系） | | | | | | | | | |
| 抽出条件 | 1 | 形状（極端に細長い土地でないこと、100m×100mの四角形の配置が可能） | | | | | | | | |
| | 2 | 面積（必要な面積を一团で確保できること、おおよそ2haでの抽出） | | | | | | × | | |
| | 3 | 地形（比較的勾配が緩やかであること） | | × | × | | | × | | |
| | 4 | 住宅、事業所がないこと | | | | | | | | |
| | 5 | 学校・病院等から計画地の境界線までの距離が200m以上離れていること | | × | | | | | | |
| | 6 | 住宅、店舗から計画地の境界線までの距離が100m以上離れていること | | × | | | | × | | |
| | 7 | 本市の人口重心から10km以内であること | 情報提供地は条件無し | | | | | | | |
| | 8 | 公共の土地利用計画 | | | | | | | | |
| 該当数 | | | | 0 | 6 | 8 | 0 | 0 | 4 | |
| 判定 | | | | 二次 | 除外 | 除外 | 二次 | 二次 | 除外 | |

2. 二次選定

行政選定地 9 箇所と情報提供地 3 箇所の計 12 箇所の候補地について、二次選定を実施した結果を以下の表 3-10 に示します。二次選定を実施した結果、行政選定地 6 箇所、情報提供地 2 箇所が選外となり、行政選定地 3 箇所、情報提供地 1 箇所の計 4 箇所が二次選定の対象となりました。

表3-10 二次選定結果

新美化センター建設候補地二次選定結果

※候補地の特定につながる内容は表示していません。

| 評価項目、評価の考え方（概要） | | 候補地（No. 面積） | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | |
|-----------------|---------|-------------|---|------------|------------|------------|------------|---------|------------|------------|------------|--------------|---------|------------|---------|--------|
| | | | | 約3ha | 約3ha | 約2.5ha | 約2ha | 約3.5ha | 約3ha | 約6ha | 約3.5ha | 約5ha | 約2ha | 約2ha | 約2ha | |
| 二次選定 | 用途地域 | 評価 | 国交省策定の「都市計画運用指針」より、用途地域が指定されている区域においては、工業系の用途地域に設置することが望ましいとされていることから、工業系地域を優位とする | 工業地域 | 工業専用地域 | 工業専用地域 | 工業専用地域 | 市街化調整区域 | 市街化調整区域 | 市街化調整区域 | 市街化調整区域 | 工業専用地域 | 市街化調整区域 | 市街化調整区域 | 市街化調整区域 | |
| | | 点数 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 5 | 5 | 5 | 5 | 10 | 5 | 5 | 5 | |
| | 土地利用 | 評価 | グラウンド、事業予定地、公園、緑地、農地、太陽光発電等の土地利用がされていない未利用地、遊休地を優位とする | 未利用 | 未利用 | 未利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 利用 | 未利用 | 利用 | 未利用 | 利用 | |
| | | 点数 | | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 10 | 0 | |
| | 将来計画 | 評価 | 将来的な公共事業計画や都市計画マスタープラン等土地利用計画に支障がない候補地を優位とする | 計画なし | 計画なし | 計画なし | 計画あり | 計画あり | 計画なし | 計画なし | 計画なし | 計画なし | 計画なし | 計画なし | 計画なし | 計画なし |
| | | 点数 | | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | ユーティリティ | 評価（電気） | インフラ整備費用は安価な方が望ましいため、多くのユーティリティ（電気、上水道、下水道、ガス）の接続が見込める候補地を優位とする | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | × | ○ | ○ | × | ○ | |
| | | 評価（上水） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | | 評価（下水） | | ○ | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | × | |
| | | 評価（ガス） | | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | × | ○ | × | ○ | ○ | |
| | | 点数 | | | 10 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 10 | 10 | 0 | 10 | 5 | 0 |
| | 搬入道路 | 評価 | 主要道路からの搬入経路として、アクセス道路の整備（用地取得等）が不要な候補地を優位とする | 整備不要 | 整備不要 | 整備不要 | 整備不要 | 整備必要 | 整備必要 | 整備必要 | 整備必要 | 整備不要 | 整備必要 | 整備必要 | 整備必要 | 整備必要 |
| | | 点数 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 障害・影響 | 評価（建設） | 事業の推進に影響を与える現況の土地利用上の課題を判定する | 影響なし | 影響なし | 影響あり | 影響なし | 影響なし | 影響なし | 影響なし | 影響なし | 影響なし | 影響なし | 影響あり | 影響あり | 影響あり |
| | | 評価（配置） | 水路等法定外公共物や、鉄塔、送電線等、施設建設に伴う支障物や支障となる要因がない候補地を優位とする | 影響なし | 影響あり | 影響なし | 影響なし | 影響あり | 影響あり | 影響あり | 影響あり | 影響なし | 影響あり | 影響あり | 影響なし | 影響あり |
| | | 点数 | | 10 | 5 | 5 | 10 | 5 | 5 | 5 | 5 | 10 | 5 | 0 | 5 | 0 |
| | 人口重心 | 評価 | 収集運搬効率、住民の利便性（ごみの持ち込みやすさ）に配慮し、経済性並びに利便性の観点から、人口重心からの距離が短い候補地を優位とする | 10km未満 | 10km未満 | 10km未満 | 10km未満 | 10km未満 | 10km未満 | 10km未満 | 10km未満 | 10km以上15km未満 | 10km未満 | 10km未満 | 10km未満 | 10km未満 |
| | | 点数 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 5 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 活断層 | 評価 | 活断層の影響を考慮する必要がない候補地を優位とする | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| | | 点数 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| | 家屋倒壊 | 評価 | 浸水想定、氾濫想定から判定する | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | あり | なし | なし | なし | なし |
| | | 点数 | 水害により、施設の安定稼働に支障を来すおそれがあり、また、対策工事に時間を要し、追加費用も発生するため、危険度が低い候補地を優位とする | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 0 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 洪水 | 評価 | | なし | 0.5~3.0m未満 | 0.5~3.0m未満 | なし | なし | 0.5~3.0m未満 | 0.5~3.0m未満 | 0.5~3.0m未満 | 0.5~3.0m未満 | なし | なし | なし | なし |
| | | 点数 | | 5 | 0 | 0 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 津波 | 評価 | | なし | 0.3m未満 | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし | なし |
| | | 点数 | | 5 | 2.5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 高潮 | 評価 | | 0.5~3.0m未満 | 0.5~3.0m未満 | 0.5~3.0m未満 | 0.5~3.0m未満 | なし | なし | 0.5~3.0m未満 | なし | 0.5~3.0m未満 | なし | 0.5~3.0m未満 | なし | |
| | | 点数 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 5 | 0 | 5 | 0 | 5 | 0 | 5 |
| | 液状化 | 評価 | 液状化の可能性を判定する 地震災害により、施設の安定稼働への支障やごみ搬入にかかるリスクが高くなるおそれがあり、また、対策工事に時間を要し、追加費用も発生するため、液状化危険度が低い候補地を優位とする | 15超 | 15超 | 15超 | 15超 | 5以下 | 5以下 | 15超 | 5以下 | 15超 | 5超15以下 | 15超 | 5以下 | |
| | | 点数 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 10 | 10 | 0 | 10 | 0 | 5 | 0 | 10 | |
| 合計 | | | 95 /110 | 82.5 /110 | 85 /110 | 75 /110 | 60 /110 | 65 /110 | 60 /110 | 70 /110 | 80 /110 | 65 /110 | 65 /110 | 75 /110 | | |
| 三次選定対象 | | | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | × | ○ | × | × | × | | |

3. 三次選定

行政選定地3箇所と情報提供地1箇所の計4箇所の候補地について、三次選定を実施した結果を以下の表3-11に示します。三次選定を実施した結果、候補地②が最も高得点となりました。

表3-11 三次選定結果

新美化センター建設候補地三次選定結果（案）

（点）

| No. | | 1 | 2 | 3 | 4 |
|------|-------------|----------|-------------------|--|----------|
| 面積 | | 約3ha | 約3ha | 約2.5ha | 約5ha |
| 三次選定 | 周辺環境への配慮の視点 | 1 | 住宅との距離 | <div style="border: 1px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 住民説明会実施前のため詳細は非開示とします </div> | |
| | | 2 | 教育・医療・社会福祉施設等との距離 | | |
| | | 3 | 通学路への配慮 | | |
| | | 4 | 繁華街及び住宅地域の通過の有無 | | |
| | | 5 | 周辺道路の混雑度 | | |
| | 合意形成の視点 | 6 | 他市町村との距離 | | |
| | | 7 | 情報提供地・市有地 | | |
| | | 8 | 土地所有者数 | | |
| | 経済性の視点 | 9 | 用地取得費 | | |
| | | 10 | 想定される用地整備費 | | |
| | | 11 | 収集運搬に係る総走行距離 | | |
| 合計点 | | 91.7/110 | 95.4/110 | 82.2/110 | 74.4/110 |
| 順位 | | 2位 | 1位 | 3位 | 4位 |

第4章 おわりに

本選定委員会では、令和5年1月より約11か月にわたり、延べ10回の選定委員会を行い、幅広い角度から議論を行ってきました。

選定にあたっては、姫路市環境審議会から答申をいただき策定した基本構想に基づく選定方法に沿って、すべての項目について、現時点で可能な限りの判断材料となる資料を取りそろえ、客観的な評価ができるよう努めました。

一次選定から三次選定まで実施した結果、最終の三次選定において、候補地①91.7点、候補地②95.4点、候補地③82.2点、候補地④74.4点となりましたので、当委員会としましては、候補地②を優先候補地として選定します。

優先候補地である、候補地②は、総合的な観点で見ると、新美化センターの建設候補地としての適性は非常に高いものと評価できますが、今後、環境対策や交通事情について対策の強化を図っていくことが重要であると考えます。

また、本選定委員会での選定過程について、昨年度、建設候補地選定方法等について審議いただいた姫路市環境審議会一般廃棄物処理基本計画見直し等委員会の正副委員長に報告を行っており、「進め方に問題はなく、丁寧に進められていると思う。」「この候補地選定については、経過が明らかで恣意的でなく、きちんと手順を踏んでいる。」との意見を頂戴しております。

今後は、基本構想に掲げた新美化センター整備に係る基本方針「1. 安心・安全で安定的に処理が可能な施設」、「2. 循環型社会・脱炭素社会の形成に寄与する施設」、「3. 周辺環境に配慮した施設」、「4. 地域住民に親しまれ、地域に貢献する施設」、「5. 洗練された無駄のない施設」に基づき、新施設が地域に調和し、環境にやさしく、循環型社会の形成と脱炭素社会の実現に貢献するとともに、地域の活性化と発展につながる事業を地域の住民の皆さまと協働で進めてまいります。

第5章 資料編

第1節 新美化センター建設候補地選定委員会

1. 選定委員会設置要綱

選定委員会設置要綱を以下に示します。

姫路市新美化センター建設候補地選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 姫路市の新たな一般廃棄物処理施設の建設候補地（以下「建設候補地」という。）を選定するため、姫路市新美化センター建設候補地選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議、検討又は調整を行うものとする。

- (1) 建設候補地の選定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は農林水産環境局を担当する副市長をもって、副委員長は農林水産環境局長をもって充てる。
- 3 委員は、政策局長、危機管理担当理事、総務局長、財政局長、市民局長、観光経済局長、都市局長、建設局長及び上下水道事業管理者をもって充てる。
- 4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第5条 委員会に幹事をおく。

- 2 幹事は、委員に充てられる者の所属職員で当該委員が指名する者をもって充てる。
- 3 幹事は、委員会の所掌事務について委員を補佐する。

(守秘義務)

第6条 委員長、副委員長及び委員ほか、会議に出席する者は、職務上知り得た秘密及び事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、任期が終了した後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林水産環境局環境事業推進室において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮りこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年1月6日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、建設候補地を選定したときに、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

2. 選定委員会委員

選定委員会の委員を表 5-1 に示します。

表5-1 選定委員会委員

| No. | 役職 | 所属 | 氏名 |
|-----|------|-------------------------|-----------------------|
| 1 | 委員長 | 副市長 | 佐野 直人 |
| 2 | 副委員長 | 環境局長 | 福田 宏二郎 |
| | | 農林水産環境局長 (R5. 7. 1 より) | |
| 3 | 委員 | 政策局長 | 井上 泰利 |
| 4 | 委員 | 政策局危機管理担当理事 | 名村 哲哉 (R5. 6. 30 まで) |
| | | | 柳谷 耕士郎 (R5. 7. 1 より) |
| 5 | 委員 | 総務局長 | 坂田 基秀 |
| 6 | 委員 | 財政局長 | 石田 義郎 |
| 7 | 委員 | 市民局長 | 沖塩 宏明 |
| 8 | 委員 | 産業局長 | 柳田 栄作 (R5. 6. 30 まで) |
| | | 観光経済局長 | 大前 晋 (R5. 7. 1 より) |
| 9 | 委員 | 都市局長 | 三輪 徹 (R5. 3. 31 まで) |
| | | | 加藤 賢一郎 (R5. 4. 1 より) |
| 10 | 委員 | 建設局長 | 佐々木 康武 (R5. 3. 31 まで) |
| | | | 柳本 秀一 (R5. 4. 1 より) |
| 11 | 委員 | 上下水道局次長 | 植田 敏勝 |
| | | 上下水道事業管理者 (R5. 4. 1 より) | |

3. 選定委員会の開催状況

令和5年1月に新美化センター建設候補地選定委員会を設置し、計●回選定委員会を開催した。選定委員会の開催状況を表5-2に示します。

表5-2 選定委員会の実施状況

| 開催回・日程 | 議題 |
|---------------------|---|
| 第1回 令和5年1月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ・新美化センター整備概要及び委員会の進め方について ・新美化センター建設候補地選定方法について ・新美化センター建設候補地一次選定について |
| 第2回 令和5年2月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回選定委員会以降に寄せられた意見等について ・新美化センター建設候補地一次選定について ⇒一次選定確定 ・新美化センター建設候補地二次選定について |
| 第3回 令和5年4月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2回選定委員会までのフリカエリ及び意見等について ・新美化センター建設候補地二次選定について ・新美化センター建設候補地三次選定について |
| 第4回 令和5年6月23日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回選定委員会での指摘事項（二次選定関係）に対する考え方について ・新美化センター建設候補地二次選定について ⇒二次選定確定 ・第3回選定委員会での指摘事項（三次選定関係）に対する考え方について |
| 第5回 令和5年7月26日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第4回選定委員会での指摘事項に対する考え方について ・新美化センター建設候補地三次選定評価方法（詳細）について ・建設候補地選定の今後の進め方について |
| 第6回 令和5年8月3日~10日 | <ul style="list-style-type: none"> ・（現地視察） |
| 第7回 令和5年8月30日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第5回選定委員会での指摘事項（三次選定関係）に対する考え方について ・新美化センター建設候補地三次選定について ・建設候補地選定の今後の進め方について |
| 第8回 令和5年10月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ・第7回選定委員会での指摘事項（三次選定関係）に対する考え方について ・新美化センター建設候補地三次選定について ・今後の予定について |
| 第9回 令和5年11月2日 | <ul style="list-style-type: none"> ・新美化センター建設候補地三次選定について ⇒三次選定確定 ・新美化センター建設候補地選定の総括 |
| 第10回 令和5年11月21日 | |

4. 選定委員会の議事録

(1) 第1回（令和5年1月26日開催）

会議録（要旨）

| | |
|-------------|---|
| 会議名 | 第1回姫路市新美化センター建設候補地選定委員会 |
| 開催日時 | 令和5年1月26日（木） 9時～10時45分 |
| 開催場所 | 姫路市防災センター5階 災害対策本部会議室 |
| 出席者 （委員） | 佐野副市長（委員長）、福田環境局長（副委員長） 井上政策局長、松本危機管理室参事（政策局危機管理担当理事代理）、坂田総務局長、石田財政局長、沖塩市民局長、柳田産業局長、加藤まちづくり部長（都市局長代理）、佐々木建設局長、竹田水道部長（上下水道局次長代理） |
| 議題 | 1 新美化センター整備概要及び委員会の進め方について 2 新美化センター建設候補地選定方法について 3 新美化センター建設候補地一次選定について |
| 資料 | 資料1 姫路市新美化センター整備について 資料2 新美化センター建設候補地一次選定説明資料 資料3 新美化センター建設候補地の概要 参考資料1 新美化センター整備基本構想（案）概要版 参考資料2 新美化センター建設候補地選定の考え方（案） 参考資料3 新美化センター整備基本構想（案）選定関係抜粋 参考資料4 新美化センター建設候補地情報募集リーフレット |

内 容

1 開会あいさつ（委員長）

本委員会は令和14年度の稼働開始を目標とする新美化センターの建設候補地を選定することを目的に設置した組織である。当委員会で今年8月頃までに優先候補地を選定し、最終的に市として候補地を決定する予定である。決定に際しては地域の意向も踏まえ、慎重に進めたい。

新美化センターは最新技術を駆使したごみ処理施設とし、また地域におけるまちづくりの拠点になってほしいと願っている。姫路市として、注目される施設をどこに建設すれば良いかという視点で選定してほしい。

本委員会の会議は、選定の過程で情報提供者や地域の方々などに迷惑がかからないよう配慮し非公開とする。

選定の手順や基準などは、環境審議会のオープンな場で専門家も交えて審議されたものである。公表されている基準に沿って選定を進めることと、情報提供者や地域の方に迷惑の掛からない範囲で、可能な限り審議内容の公表に努めることで透明性を確保する。

委員には、候補地に関する資料などの情報管理の徹底と、非常に大切な施設整備であるとの認識のもとで積極的に忌憚のない意見をお願いしたい。

2 議題

(1) 新美化センター整備概要及び委員会の進め方について

事務局より「資料1 姫路市新美化センター整備について」について説明。

- ・本市ごみ処理の現況、想定する新施設の規模、整備スケジュールなど
- ・委員会の進め方として、一次選定～三次選定を令和5年8月ごろまでに、6回程度開催し優先候補地を選定し、経営会議に諮り最終候補地を決定したい。各所管の専門的な見地からの意見を集約し、評価を進めていきたい。
- ・地域には、候補地として決定した後に住民説明等を行うことを予定している。

(2) 新美化センター建設候補地選定方法について

事務局より「資料1 姫路市新美化センター整備について」(P15～)について説明。

主な意見等

- ・一次選定で抽出した候補地について、今後予定される法改正等により除外項目に該当する恐れがある場合など、当該評価項目を見直すなど評価基準を変更することは考えているのか。
- ・公共の将来的な土地利用計画が判明した場合、現在の評価基準では対応できないのではないのか。
- ・新美化センターの建設には地域の理解が重要と考えるが、地域の同意を評価項目として設定しないのか。
- ・二次選定において、最低評価（C）の数で足切りなどは考えているのか。

(3) 新美化センター建設候補地一次選定について

新美化センター建設候補地一次選定の詳細、建設候補地の概要を事務局より説明。

主な意見等

- ・水防法に基づく雨水出水浸水想定区域（内水氾濫想定区域）は、相当広域になると聞いているが、抽出している候補地すべてが一次選定で不適地と判定されることはないのか。

(4) その他

- ・各委員において選定方法や一次選定の評価案を再度確認し、意見等があれば2/10までに事務局へ連絡すること。
- ・確認作業において、委員以外でも資料の内容を共有することになるだろうが、情報管理については最大限注意願いたい。

閉会

事務局：次回委員会は2/17（金）13：30から姫路市役所本庁10階第3会議室で開催予定。

後日提出された意見

- ・現状では、土砂災害警戒区域には含まれていないが、建物が建つことで警戒区域に含まれる恐れがある。
- ・液状化危険度は、山崎断層帯地震と南海トラフ巨大地震の2種類の災害想定がある。
- ・活断層について、評価項目を設定しているが、本市における地表震度分布では断層近辺より、南側の方が震度が強い想定である。
- ・一次選定の除外エリア「宅地造成工事規制区域」について、法改正により令和7年頃に市内の広範囲に「宅地造成等工事規制区域」を指定する予定。市民に混同される恐れがある。
- ・候補地内に、ため池、水路等の農業用施設がある場合には、水利関係者及び農区との事前調整が必要である。

(2) 第2回 (令和5年2月17日開催)

会議録 (要旨)

| | |
|-------------|---|
| 会議名 | 第2回姫路市新美化センター建設候補地選定委員会 |
| 開催日時 | 令和5年2月17日(金) 13時30分～15時 |
| 開催場所 | 姫路市役所本庁舎10階 第3会議室 |
| 出席者 (委員) | 佐野副市長(委員長)、福田環境局長(副委員長) 井上政策局長、名村政策局危機管理担当理事、坂田総務局長、石田財政局長、沖塩市民局長、柳田産業局長、加藤まちづくり部長(都市局長代理)、佐々木建設局長、植田上下水道局次長 |
| 議題 | 1 第1回選定委員会以降に寄せられた意見等について 2 新美化センター建設候補地一次選定について 3 新美化センター建設候補地二次選定について |
| 資料 | 資料1 新美化センター建設候補地比較評価表(案) 資料2 第1回選定委員会での指摘事項及び事務局の考え方(案) 資料3 新美化センター建設候補地選定に関する意見等及び事務局の考え方(案) 資料4 新美化センター建設候補地選定委員会への審議事項提案 資料5 新美化センター建設候補地一次選定結果(案) 資料6 新美化センター建設候補地二次選定説明資料 資料7 新美化センター建設候補地二次選定評価資料 |

内 容

1 開会あいさつ(委員長)

第1回委員会後、各委員には選定方法や一次選定案などに関し調査確認いただき、意見等をいただき感謝している。

この後、前回の振り返りも含め、各委員からの意見に関する考え方について整理したうえで、一次選定の評価を確定したい。その後、二次選定の説明を行う予定であり、引き続き、積極的に審議願いたい。

また、繰り返しになるが、本委員会の会議は、選定の過程で情報提供者や地域の方々などに迷惑がかからないよう配慮し非公開とする。

委員には、候補地に関する資料などの情報管理の徹底を改めてお願いしたい。

2 議題

(1) 第1回選定委員会以降に寄せられた意見等について

事務局より「資料1 新美化センター建設候補地比較評価表(案)」について説明

- ・昨年度、コンサルタントの支援を受けながら事務局において、姫路市全域から新たなごみ処理施設の建設適地を探る視点で26箇所の候補地を抽出した。この表は、26箇所について、一次選定の法的・物理的制約条件及び抽出条件への該当状況をまとめたものである。

改めて、本委員会までの事務局による候補地抽出の流れについて、土地情報の整理等、第1回委員会での委員からの意見も踏まえた結果として報告し、委員会ではこの表で残った10箇所と情報提供地6箇所について、一次選定から審議をお願いしたい。

主な意見等

特になし。了承。

事務局より「資料2 第1回選定委員会での指摘事項及び事務局の考え方(案)」、
「資料3 新美化センター建設候補地選定に関する意見等及び事務局の考え方(案)」について説明

主な意見等

特になし。委員の意見等について誤りなどあれば、事務局に連絡をすること。

事務局より「資料4 新美化センター建設候補地選定委員会への審議事項提案」について説明

- ・法的制約条件「宅地造成工事規制区域」は、熱海の事故を受け設定したものである。宅地造成等規制法の改正(令和5年5月26日施行)による新たな規制区域は、令和7年ごろに指定すると聞いており、今回の選定では現行の規制区域をもって判断することとしたい。
- ・確実性の高い公共の将来の利用計画がある土地の扱いについては、指摘の通り、選定の評価項目では除外できない。候補地16箇所のうち、委員から該当する土地が含まれているとの意見もあり、一次選定で除外することが合理的であり適切であると考え、抽出条件の土地利用関係に条件を追加したい。
- ・法的制約条件の「内水氾濫想定区域」については、根拠法令を水防法としているが、実際には姫路市内水ハザードマップに基づき評価するものである。明らかな誤りであり、根拠法令を改めたい。

主な意見等

・特になし。

⇒案のとおり進めることとする。

候補地選定は姫路市環境審議会の答申を最大限尊重して進めることとしている。環境審議会には、評価項目や評価基準は環境審議会で設定し、選定は行政が責任を持って行うことで了解を得ているが、今回の変更について環境審議会に説明・報告をすること。

(2) 新美化センター建設候補地一次選定について

事務局より「資料5 新美化センター建設候補地一次選定結果(案)」について説明

- ・抽出条件の変更も踏まえ、16箇所の候補地のうち、一次選定において4箇所を選外としたい。

主な意見等

・特になし。

⇒案のとおり一次選定の評価確定。

一次選定は、特に明確な条件を設定しており選外となることが明白であるため、一次選定で選外となった情報提供地については、準備が整い次第、情報提供者にその旨通知することとする。

(3) 新美化センター建設候補地二次選定について

事務局より「資料6 新美化センター建設候補地二次選定説明資料」

「資料7 新美化センター建設候補地二次選定評価資料」について説明

主な意見等

・活断層の位置や、液状化危険度は市でデータ等持ち合わせていないが、どのように確認したのか。

⇒活断層については、国土地理院及び国立研究開発法人産業技術総合研究所のデータを基に確認し、液状化危険度については、事務局で兵庫県からデータを提供いただき確認した。

・ユーティリティーの接続可能性については、仮に給水認可区域内であっても、周辺の利用状況により困難な場合もある。

⇒個別に判断が必要で、整備費に相違が生じることも理解しているが、費用については三次選定で比較し評価することとしている。二次選定では客観的な指標で、可能性の有無を判断することとしている。

・三次選定に残るのは、二次選定で得点率70%の土地としているがハードルが高いのでは。根拠はあるのか。

⇒他都市の例などを参考とした。他都市では60～80%の得点率を設定しており、7割が妥当として環境審議会にて判断されたもの。
ハードルは高いが、市民の暮らしを支える大切な施設であり、より安全で適した土地に建設したい思いがある。

・搬入道路の整備の必要性について、8m以上の公道に接するかどうかで評価することとしているが、公道に接していなくても整備不要の場合もあるのでは。また整備にあたり、用地買収の要不要などでも難易度は変わってくる。必要性の有無でAかCかの評価でなく、Bの評価も検討してはどうか。

⇒二次選定は、機械的な評価ができるよう設定している。

委員会での意見を踏まえ、事務局で再考し、次回事務局の案を示すこと。

(4) その他

・各委員において二次選定の評価案を再度確認し、意見等があれば3/20までに事務局へ連絡すること。

・再度になるが、情報管理については最大限注意願いたい。

閉会

事務局：次回委員会は日程調整のうえ後日連絡する。

後日提出された意見

意見なし。

(3) 第3回 (令和5年4月27日)

会議録 (要旨)

| | |
|-------------|---|
| 会議名 | 第3回姫路市新美化センター建設候補地選定委員会 |
| 開催日時 | 令和5年4月27日(木) 10時~12時 |
| 開催場所 | 姫路市役所本庁舎10階 第3会議室 |
| 出席者 (委員) | 佐野副市長(委員長)、福田環境局長(副委員長) 井上政策局長、名村政策局危機管理担当理事、坂田総務局長、石田財政局長、沖塩市民局長、柳田産業局長、加藤都市局長、柳本建設局長、竹田水道部長(上下水道事業管理者代理) |
| 議題 | 1 第2回選定委員会までのフリカエリ及び意見等について 2 新美化センター建設候補地二次選定について 3 新美化センター建設候補地三次選定について |
| 資料 | 資料1 第2回選定委員会での指摘事項に対する事務局案 資料2 新美化センター建設候補地二次選定評価資料(修正) 資料3 新美化センター建設候補地二次選定結果(案) 資料4 新美化センター建設候補地三次選定説明資料 |

| 内 容 |
|--|
| <p>1 開会あいさつ(委員長)</p> <p>前回の委員会では、一次選定評価を確定し二次選定評価の確認まで進めたが、今回はまず前回までのフリカエリを行い、第2回委員会での委員からの指摘事項について、事務局の見解について説明があるので審議をお願いしたい。</p> <p>また、本日の会議では、二次選定評価の確定、三次選定評価の考え方の説明までを予定しているため、限られた時間だが慎重かつ十分な審議をお願いしたい。</p> <p>委員会も回を重ねて建設候補地が絞られていく。繰り返しになるが、資料などの情報管理の徹底を改めてお願いしたい。</p> |
| <p>2 議題</p> <p>(1) 第2回選定委員会までのフリカエリ及び意見等について</p> <p>事務局より、前回までの審議事項のフリカエリと「資料1 第2回選定委員会での指摘事項に対する事務局案」について説明。</p> <ul style="list-style-type: none">「搬入道路の整備の必要性」については、評価基準が不明瞭で評価者による評価に違いが生じないように、候補地に接道する道路の定義及び道路整備の定義の解説を補強し、曖昧さを排除した。 <p>主な意見等</p> <ul style="list-style-type: none">搬入道路の整備にかかる金額の大きさに関係なく、拡幅も含めた用地取得の必要性の有無で判断するのか。例えば、わずかな面積のみ取得する場合でもC評価とするのか。 |

⇒大小に関わらず、用地取得には分筆作業や用地買収交渉など、相応の事務が必要であり、C評価としたい。

議題1については、事務局の案で決定し選定を進める。

(2) 新美化センター建設候補地二次選定について

事務局より「資料2 新美化センター建設候補地二次選定評価資料（修正）」、「資料3 新美化センター建設候補地二次選定結果（案）」について説明。

主な意見等

- ・資料2の評価項目⑩高潮浸水想定区域について、図面上の表示と評価の整合がとれていない候補地があるのではないか。

⇒高潮浸水想定区域は、地理情報システムでのデータ確認を基本としているが、浸水想定データはメッシュでの表示のため、土地の造成に伴い地盤が上がっている等により、データと現状に一部ズレが生じていると判断した候補地については、現状を優先として評価している。

評価の考え方について再度整理し、次回委員会で報告したい。

本日の会議では、二次選定の結果確定は保留とし、指摘事項について精査したうえで、次回の委員会で改めて審議することとする。二次選定の結果確定には至らなかったが、三次選定の評価の考え方について、予定通り本日の委員会で説明することとする。

(3) 新美化センター建設候補地三次選定について

事務局より「資料4 新美化センター建設候補地三次選定説明資料」について説明。

主な意見等

- ・評価項目①「住宅との距離」と②「教育・医療・社会福祉施設等との距離」の他都市での採用状況は。

⇒距離などの基準は自治体によって異なるが、項目としては大概の自治体が採用している。

- ・評価項目①「住宅との距離」と②「教育・医療・社会福祉施設等との距離」は、ダイオキシンの周辺への影響を考慮し設定された項目との説明だったが、実際にはダイオキシンは発生するのか。

⇒ゼロとは言えない。法定基準をかなり下回った量だが発生している。

- ・評価項目③「通学路への配慮」と④「繁華街及び住居地域の通過の有無」で「迂回等で対処が可能」という評価基準が設定されているが、実際の運用でも迂回路を通るのか。迂回が可能という評価で選定しながら、実際の運用では迂回しないことになると、評価の意味がなくなるのではないか。

⇒エコパーク網干の例では、地元と協議したうえでの約束を基に、迂回路を通る運用をしており、新施設でも同様に、地元と協議し運用することになると思われる。評価においては、基本は通学路等を通らず迂回路を通る運用を想定している。

- ・評価項目⑨「用地取得費」の最大値と最小値は何を指しているのか。
⇒まず、各候補地ごとに一つの基準を設けて用地取得費を算出する。最大値は、このうち最も高額な候補地の取得費で、最小値は、最も定額となる候補地の取得費を意味している。
- ・評価項目は、他都市に比べて標準的なものか。あるいは姫路市独特なものか。
⇒全体の評価項目については標準的であるが、一～三次選定間で使用している評価の種類や項目、配点はそれぞれの都市で様々である。
- ・評価項目については、他都市と比較し標準的なものと理解したが、評価する基準日等、評価の方法や考え方について、より詳しく明示していく必要があるのではないか。
例えば、「⑤周辺道路の混雑度」の評価項目の説明資料に、「平成27年度全国道路・街路交通情報調査より」との記載があるが、根拠データとして古くはないのか。
⇒再度資料を整理し、次回委員会で報告したい。
- ・定量相対評価をしている評価項目において、小数点以下の点数の取り扱いについて、記載があるものとないものがあるのではないか。
⇒再度資料を整理し、次回委員会で報告したい。

(4) その他

- ・各委員において資料を再度確認し、意見等あれば事務局へ連絡すること。

閉会

事務局：意見締め切り日、次回委員会開催日は後日通知する。

意見に関する参考資料（後日配布）

- ・評価項目について他事例との比較

後日提出された意見（6/15 意見締切）

意見なし。

(4) 第4回(令和5年6月23日)

会議録(要旨)

| | |
|-------------|--|
| 会議名 | 第4回姫路市新美化センター建設候補地選定委員会 |
| 開催日時 | 令和5年6月23日(金) 15時~16時30分 |
| 開催場所 | 姫路市役所本庁舎10階 第1会議室 |
| 出席者 (委員) | 佐野副市長(委員長)、福田環境局長(副委員長) 井上政策局長、名村政策局危機管理担当理事、坂田総務局長、石田財政局長、沖塩市民局長、藤田農林水産部長(産業局長代理)、加藤都市局長、柳本建設局長、植田上下水道事業管理者 |
| 議題 | 1 第3回選定委員会での指摘事項(二次選定関係)に対する考え方について 2 新美化センター建設候補地二次選定について 3 第3回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方について |
| 資料 | 資料1 第3回選定委員会での指摘事項(二次選定関係)に対する考え方(案) 資料2 新美化センター建設候補地二次選定評価資料(修正分) 資料3 新美化センター建設候補地二次選定結果(案) 資料4 第3回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方(案) 資料5 新美化センター建設候補地三次選定説明資料(修正) 資料6 用地取得費・用地整備費 補足資料 |

| 内 容 |
|---|
| <p>1 開会あいさつ(委員長)</p> <p>前回の委員会では、二次選定の評価や三次選定の考え方などに対する指摘事項があったが、7月の人事異動、組織改正を見すえ、現委員において可能な限り意見を集約し、審議を進めていきたい。</p> <p>また、新美化センターの整備に関する進捗等について、広報ひめじ6月号、7月号や市政広報番組「ウィークリーひめじ」で広報している。PRを行うことで、市民の皆さんの関心も高まってきていると思うので、引き続き資料などの情報管理の徹底をお願いしたい。</p> |
| <p>2 議題</p> <p>(1) 第3回選定委員会での指摘事項(二次選定関係)に対する考え方について</p> <p>(2) 新美化センター建設候補地二次選定について</p> <p>事務局より「資料1 第3回選定委員会での指摘事項(二次選定関係)に対する考え方(案)」、 「資料2 新美化センター建設候補地二次選定評価資料(修正分)」、 「資料3 新美化センター建設候補地二次選定結果(案)」について説明</p> <p>・当初の案では、現地調査の上、現在の盛土の状況から判定すれば、0.5m以上の浸水はごくわずかで、緑地などの配置により施設への影響はないと判断しB評価としていたが、前回会議での審議も踏まえ、評価者の主観で判断がブレる評価ではなく、公に示されて</p> |

いる浸水データに基づく客観的な判断による評価が望ましいと判断し、C評価に修正した。

主な意見等

- ・指摘のあった候補地は、ごくわずかだけ浸水区域が含まれている。一方で、他の候補地では敷地全域が0.5m～3mとなっている場合もある。同様にC評価とするのか。
⇒評価の主観的要素を排除し、すべての候補地について同じ基準で客観的に審査することとし、0.5m～3mの浸水区域が含まれているという事実をもって、評価基準のとおりC評価としたい。
- ・二次選定結果について、通過得点率70%に柔軟性を持たせ、75点(68.1%)の候補地も含めた6箇所の候補地で三次選定を行った方が、より多様な選択肢の中で、ごみ処理施設の建設に適した土地が選定できるのではないかと。
⇒環境審議会でも妥当と判断された評価基準のため、70%の通過基準に柔軟性を持たせるべきではないと考えている。

議題1については事務局の案のとおりとする。

また議題2二次選定結果については、事務局が指定する期日までに委員からの意見等がなければ、確定することとする。

(3) 第3回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方について

事務局より「資料4 第3回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方(案)」、
「資料5 新美化センター建設候補地三次選定説明資料(修正)」、
「資料6 用地取得費・用地整備費 補足資料」について説明

主な意見等

- ・資料4の指摘事項②について、三次選定評価確定後に令和3年度全国道路・街路交通情勢調査の結果が公表され、これにより順位が入れ替わる場合でも、評価の見直しは行わないのか。
⇒改めて事務局の考え方を整理し、次回委員会で報告したい。
- ・「混雑度」という言葉は、他に何か具体的に分かりやすい言葉に置き換えることはできるか。また、混雑度の評価基準「1.25未満1.75以上」の区切り方は一般的なものか。
⇒全国道路・街路交通情勢調査における考え方では、交通調査基本区間の交通容量に対する交通量を「混雑度」としている。また、事務局が把握している目安では、昼間12時間における交通状況について、混雑度1.0未満は混雑することなく円滑に走行できる交通量、1.25未満は混雑する可能性のある時間が1～2時間で混雑が連続する可能性が非常に小さい交通量、1.75以上は道路が飽和していない時間がほとんどなく慢性的な混雑状態であり、他都市でも同じような区切りを評価基準として採用している。
- ・資料6用地取得単価について、公示地価を根拠として採用する案としているが、候補地から地価公示地点が少し離れているとの説明だった。補正は誰がどのように行うのか、鑑定士には依頼しないのか。

また、実際の取得費と大きく誤差が生じる場合があるのではないか。

⇒他の市町の例では、選定の段階で鑑定士による鑑定まで行っている例は確認できず、公示地価や固定資産税路線価等を用地取得費の算定根拠として採用している。固定資産税評価額は、土地所有者の同意書がなければ照会ができない。あくまで審査過程における相対評価のための指標で、実際の取得費と誤差が生じる可能性はあるが、審査過程で多額の予算をかけて鑑定し、精度の高いものを根拠としている市町は見当たらなかったため、実勢価格の次に実態に近い公示地価を採用することを第一案としていた。委員からの指摘も踏まえ、他部局とも協議し改めて事務局で精査し、次回委員会で報告したい。

- ・資料6の用地整備費のユーティリティーの上下水道の積算については、特に上水道の場合、付近に75mm、100mm、150mmの配水管があったとしても、使用水量によっては取水できない場合もあり、遠くから引込みをしないといけない箇所もあるので、算出にあたっては上下水道局と調整してほしい。

⇒積算を行う際は、上下水道局と調整する。

- ・資料6の用地整備費の各項目について、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

⇒次回委員会で改めて説明する。

資料4の指摘事項①③④については、事務局の案のとおりとし選定を進める。資料4の指摘事項②と資料6用地取得単価の根拠については、次回委員会で改めて事務局の考え方を示すこととし、資料6用地整備費の各項目については、改めて詳しく説明することとする。

3 その他

- ・各委員において資料を再度確認し、意見等あれば事務局へ連絡すること。

閉会

事務局：意見締め切り日、次回委員会開催日は後日通知する。

後日提出された意見（7/19 意見締切）

意見なし。

(5) 第5回 (令和5年7月26日開催)

会議録 (要旨)

| | |
|-------------|--|
| 会議名 | 第5回姫路市新美化センター建設候補地選定委員会 |
| 開催日時 | 令和5年7月26日(水) 14時～15時45分 |
| 開催場所 | 姫路市役所本庁舎10階 第3会議室 |
| 出席者 (委員) | 佐野副市長(委員長)、福田農林水産環境局長(副委員長) 藤保企画政策室主幹(政策局長代理)、柳谷政策局危機管理担当理事、坂田総務局長、沖塩市民局長、中尾商工労働部長(観光経済局長代理)、松浦まちづくり部長(都市局長代理)、柳本建設局長、植田上下水道事業管理者 |
| 議題 | 1 第4回選定委員会での指摘事項に対する考え方について 2 新美化センター建設候補地三次選定評価方法(詳細)について 3 建設候補地選定の今後の進め方について |
| 資料 | 資料1 第4回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方(案) 資料2 新美化センター建設候補地三次選定説明資料(詳細)(案) |

内 容

1 開会あいさつ(委員長)

本日の委員会は7月の組織改正、人事異動後の初めての選定委員会であり、新たに就任した委員についてはそれぞれ引継ぎを行ったと思うが、当委員会では今年の1月から4回の会議を開催し、候補地の選定を進めてきた。本日審議する内容は、一次から三次までであるうちの三次選定に向けての協議となり、候補地も絞り込まれてきているため、資料などの情報管理の徹底をお願いしたい。

また今後のスケジュールとしては、候補地の選定を進め、優先候補地の地元の理解を得る期間も踏まえたうえで、今年度末までに最終候補地を公表したいと考えている。絞り込みを進める中で様々な課題が出てきているが、各委員の専門的な視点での意見を含め、当委員会として十分に協議し候補地選定を進めていきたい。

2 議題

(1) 第4回選定委員会での指摘事項に対する考え方について

事務局より「資料1 第4回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方(案)」
について説明

主な意見等

- ・指摘事項②について「より近い距離にある」とは、候補地から直線距離で一番近い固定資産税標準宅地を使用して評価を行うのか。

⇒用途が合致している中で、直線距離で最も近い地点を使用し評価を行いたい。

議題1については、事務局案のとおりとし審議を進める。

(2) 新美化センター建設候補地三次選定評価方法（詳細）について

事務局より「資料2 新美化センター建設候補地三次選定説明資料（詳細）（案）」
について説明。

主な意見等

- ・評価項目⑧土地所有者数について、候補地B、C、Dのサンプル値が5名、10名、16名となっている。サンプルとして分かりやすい数値を設定するのであれば、5名、10名、15名とするのが自然だと思うが、何か理由があるのか。
⇒特に意味はなく、単なるサンプルとしてランダムに設定した数値。
- ・評価項目⑨用地取得費の考え方について、最大値の3億円とは、評価の対象となる取得費の上限が3億という意味ではなく、実際の各候補地の用地取得費を算出した結果、最も大きい金額が3億だったと仮定し、評価結果をサンプルとして示したものという理解でいいか。
⇒そのとおり。
- ・ユーティリティーの整備について資料2では、下水道VUφ200で2.8kmとなっている候補地がある。これはあまり現実的な数字ではないと思われるが、あくまで相対評価を行うためのものか。また、浄化槽の設置という選択肢もあるのではないか。
⇒評価の偏りをなくし、公正な判断をするため、同一基準（下水道整備）で、相対評価を行っている。
本日の委員からの指摘もふまえたうえで担当部局と協議し、第7回委員会で改めて事務局の考え方を報告したい。

(3) 建設候補地選定の今後の進め方について

事務局より説明

- ・8月上旬に第6回の選定委員会として、三次選定に残っている4カ所の候補地を対象に現地視察を実施したい。
- ・優先候補地の選定期間は当初令和5年8月頃としていたが、8月に開催予定の第7回選定委員会で候補地ごとの三次選定評価の詳細について審議し、9月の議会の日程等を考慮すると、10月に第8回選定委員会を開催し、三次選定評価を確定し、優先候補地を選定したいと考えている。また、令和5年第2回姫路市議会定例会の厚生委員会では、優先候補地の決定を年内、最終候補地の公表を年度内と想定しているが、地元との調整もあるので時期は明言できないと説明しており、7月21日の市議会経済観光委員会の事業概要説明会でも、今年度は建設候補地の選定を進め、適切な時期に地元住民への説明を実施、今年度中に最終候補地を決定したいと報告している。
- ・前回の選定委員会において二次選定結果の確認をし、その後委員からの意見は出なかったため、二次選定結果を確定し、選外となった情報提供地について情報提供者への結果通知を行いたい。情報提供の募集を行った際には、選外の連絡は優先候補地確定後に通

知するとしていたが、所有者の土地の有効活用なども考慮し、優先候補地の確定を待たず、結果を通知したい。

主な意見等

- ・地元への説明の適切な時期とは、議会への報告とも関連してくると思うが、具体的にはいつ頃を予定しているか。
⇒本日の意見もふまえて考え方を整理し、第7回委員会で改めて事務局案を報告したい。
- ・地元説明に行くと、なぜ候補地として選ばれたのかといった質問があると想定されるが、説明資料はどの範囲まで公開するのか。
⇒候補地名を伏せるなど、他の選外となった候補地の特定ができない範囲で可能な限り公開し説明を行う。
- ・二次選定の選外の結果通知について、事務局としては具体的にいつ頃通知するつもりか。
⇒事務局で通知内容等の整理を行い、委員長、副委員長と内容等協議し、速やかに通知したいと考えている。

3 その他

- ・本日の会議内容について各委員において資料を再度確認し、意見等あれば8月18日までに事務局へ連絡すること。

閉会

事務局：第7回委員会は8月30日に開催予定とする。

後日提出された意見（8/18 意見締切）

意見なし。

(6) 第6回（令和5年8月3日、7日、9日、10日）

第6回は、上記の日程で4班に分け、現地視察を実施した。

(7) 第7回(令和5年8月30日開催)

会議録(要旨)

| | |
|-------------|--|
| 会議名 | 第7回姫路市新美化センター建設候補地選定委員会 |
| 開催日時 | 令和5年8月30日(水) 14時~15時30分 |
| 開催場所 | 姫路市役所本庁舎10階 第1会議室 |
| 出席者 (委員) | 佐野副市長(委員長)、福田農林水産環境局長(副委員長) 井上政策局長、柳谷政策局危機管理担当理事、澤野職員部長(総務局長代理)、石田財政局長、沖塩市民局長、大前観光経済局長、柳本建設局長、植田上下水道事業管理者 |
| 議題 | 1 第5回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方について 2 新美化センター建設候補地三次選定について 3 建設候補地選定の今後の進め方について |
| 資料 | 資料1 第5回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方(案) 資料2 新美化センター建設候補地三次選定結果(案) 資料3 新美化センター建設候補地三次選定評価資料 ※非公開 |

内 容

1 開会あいさつ(委員長)

先日は各グループに分かれて現地視察を実施し、各候補地の状況が把握できたと思う。

本日の委員会では、前回の委員会での指摘事項を整理したうえで、各候補地の三次選定の評価案について審議を行う予定である。特に用地取得費や用地整備費の算出など細かな点については、評価の方法や評価案などの説明に懸念はないか、評価の公平性は保たれているかといった視点からも十分に確認をしてほしい。

評価案については、これまで同様、会議後一旦各所属に持ち帰って十分に確認いただき、次回改めて審議する予定である。

候補地も絞られ、また広報活動によって、市民の皆さまの関心が高まってきているので、建設候補地に関する情報の取扱いについては、これまで以上一層の注意をお願いしたい。

2 議題

(1) 第5回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方について

事務局より「資料1 第5回選定委員会での指摘事項(三次選定関係)に対する考え方(案)」について説明

主な意見等

- ・事務局案では「マンホールポンプの設置などにより実現可能な整備を想定する」となっているが、三次選定に残っている候補地の中で、マンホールポンプの設置を想定している候補地はあるのか。

⇒2カ所の候補地でマンホールポンプでの排水を想定している。

議題1については、事務局案のとおりとし審議を進める。

(2) 新美化センター建設候補地三次選定について

事務局より「資料2 新美化センター建設候補地三次選定結果(案)」、

「資料3 新美化センター建設候補地三次選定評価資料」について説明

主な意見等

- ・評価項目③「通学路への配慮」と④「繁華街及び住宅地域の通過の有無」は、住宅の多い地域への配慮という点で、結果的に配慮地域が似通っている。どちらも同種類の内容であり各10点の配点となっているので、配点のバランスを再考してはどうか。

⇒できるだけ多くの視点で評価をするため、別々の評価項目として採用した。

本日の意見もふまえて考え方を整理し、第8回委員会で改めて事務局案を報告したい。

- ・評価項目⑩「想定される用地整備費」の算定の内容が、各候補地の用地の特性によって必要となる経費が算定に含まれていないが、算出経費をこの項目だけに絞った意図は何かあるのか。

⇒各候補地の用地の特性により必要となる経費は、調査等を実施していない選定の時点では想定でしかないので、経費として算入するのは難しいと考える。場所と現状から判断できる道路整備やユーティリティに関する項目を中心に算定した。

本日の意見もふまえて考え方を整理し、第8回委員会で改めて事務局案を報告したい。

- ・評価項目⑪「収集運搬に係る総走行距離」の算出方法は理解したが、各美化センターに搬入する校区を地図上で見ると、市域の東西や南北、あるいは地区ごとといったまとまりがなく不規則である。なぜ実際に運用されている収集エリアに沿った校区分けて計算しないのか。

⇒誰が評価を行っても同じ評価になるよう、主観的な要素を除いた計算方法で算出した。

本日の意見もふまえて考え方を整理し、第8回委員会で改めて事務局案を報告したい。

(3) 建設候補地選定の今後の進め方について

事務局より説明

- ・二次選定で選外となった情報提供者への結果通知について、第5回選定委員会終了後、委員長、副委員長と通知の時期及び内容について協議し、8月16日付文書にて情報提供者へ通知を行った。

- ・第6回の選定委員会として、三次選定対象の4カ所の候補地について、8月3日から10日にかけて4回に分けて現地視察を実施した。

- ・今後の選定委員会の予定は、次回以降の選定委員会で三次選定結果について審議し、第1位となったところを優先候補地として選定した後、市長へ報告したうえで、優先候補地となった地域の関係者へ説明に上がり、理解を求めていくこととしたい。また、令和6年1月頃には住民説明会を開催できればと考えており、地域住民に対し丁寧な説明し理解を求め、ある程度の合意形成の見込みがついた段階で経営会議に諮り、建設候補地

として最終決定したうえで公表することとしたい。また、市議会にも適宜報告しながら進めていく。

主な意見等

- ・住民説明会を実施すると、健康被害などについて専門家の意見を求められることが想定されるが、外部の専門家に意見を求める考えはあるのか。
⇒必要であれば専門家の意見等を聴取し対応していきたい。
- ・公表前に住民説明会を実施すると新聞等のメディアに報道されることが想定されるが、報道された後に議会へ報告するということか。
⇒選択肢としては、地域住民に説明してから議会へ報告か、議会へ報告してから住民に説明か、二つの選択肢しかない中で、結論としては、住民ファーストで先に住民に説明したい。先に住民に説明会を行うと、新聞等で報道される可能性もあるが、議会には事前に説明し理解を求めていく。

3 その他

- ・各委員において資料を再度確認し、意見等あれば9月22日までに事務局へ連絡すること。

閉会

事務局：第8回委員会は10月19日に開催予定とする。

後日提出された意見（9/22 意見締切）

意見なし。